

平成20年度新宿区外部評価委員会第1部会 第5回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

卯月部会長（会長）、大塚委員、須貝委員、芳賀委員、渡辺委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

説明者（10名）

施策25「人にやさしい道路、交通施設の整備」、施策26「みどりと水の豊かなまちづくり」、施策35「環境への負荷の低減」、施策36「資源循環型社会の形成」、施策39「環境保全型まちづくり」

道路課長、みどり公園課長、交通対策課長、環境対策課長（途中まで代理）、生活環境課長、ごみ減量担当副参事、新宿清掃事務所長、都市計画課長、建築調整課長（代理）、教育施設課長

<場所>

区役所第1分庁舎7階職員研修室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

外部評価委員会の第1部会のヒアリングということでお集まりいただきまして、ありがとうございました。

第1部会は、既にご案内のように、「まちづくり、環境、みどり、安全安心」という、どちらかというとハード中心になりますが、あまり大きな区分をせず、ほかの領域にも少し話を広げながらヒアリングをさせていただきたいと思います。

外部評価委員会は昨年からはまりまして、昨年報告書を出して、また今年度の内部評価につかながってくるわけですけれども、既にご承知と思いますが、昨年は非常に時間が短くて、我々も初めてだということで、いろいろと不備な点があったように思っております。今年は、こういったヒアリングをするに当たって、あらかじめ委員の中で議論をいたしまして、質問を皆さんにお送りして、さらに回答をきちっと書いてもらって、その回答を我々も事前に目を通して、さらにこの回答を踏まえてここで少し議論をするという段取りになっています。昨日からこのヒアリングを始めていますが、去年よりは少し時間を有効に使っているかなという印象がございます。

本日は、1時から5時という大変長丁場でありますので、一度3時ごろには休憩を挟んで進めたいと思っております。

それでは、申し訳ありませんが、ご出席していただいた区の方々に、簡単に所属とお名前をご紹介していただくことから始めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

<説明者自己紹介>

【部会長】

今もお話がありましたように、教育施設課長が3時ぐらまでということ、それからこちらの委員も3時ぐらまでというような関係がございますので、配付している資料を順にやるのではなくて、ちょっと順を変えながらやりたいと思います。

皆さんのお手元に横長の資料があるかと思えますけれども、昨日、左の番号で申しますと12番まで行いまして、本日は13番からということになっております。ただ、今申し上げた理由で、教育施設課に関連する事業ということで21番、22番をまず最初にやらせていただきたいと思えます。その後、18番、それから38番、39番、40番、主に道路課の方からお答えをいただいている内容についてその次にやり、それが終了し次第、また13番のほうに戻って進めたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。よろしいですか。また何かありましたらどうぞ、あまり堅苦しい会と考えていただかなくて結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、21番から始めてもよろしいでしょうか。

21番は、結構総合的な話でございまして、委員からいくつか出たものを私がまとめたのではないかと記憶しています。昨日の議論でもそうだったんですが、特に学校、公園も含んでここに書いてございますけれども、学校、公園は新宿区内に基本的には均等に配置された重要な公共施設であると。比較的それぞれの単位と申しますが、大きさも均等にできているので、いろいろなことを実施するに当たって、やはりまちづくりの拠点として重要ではないかというふうに思います。しかし、ややもすると、学校は教育施設であるし、公園は子どもの遊び場ということが原点であったので、それ以外に防災とか、環境政策とか、CO₂の問題とか、いろいろな新しい課題があっても、何かそういう課題は、学校、公園で実施しにくいというか、そういう側面があったように思いますが、やはり我々としては、もう少し学校、公園の持つ複合的な、総合的な意味を考えていくべきではないかなという視点から、このようなご質問をさせていただきます。

まず学校から話をしたいと思えますが、昨日の話とちょっと重複しますが、思い出するという意味を含めて、災害時の避難場所としての学校の位置づけ、あるいは今の整備状況について、少しお話をさせていただきますか。

【説明者】

教育施設課長です。

昨日も同じような問題でご指摘もありました。それで、今、部会長がお話くださったように、学校というのは、やはり計画的に配置されていますので、地域で有効活用されるというのは大事だというふうに考えています。それで、適正な規模、それから適正な配置というのがとても大切だということで、学校の統廃合などもそういう意味で進めているわけです。これは

かなり大変なんですけれども、進めています。

学校というのは、各地域にあって、確かに規模も大きな施設ですね、ということで、地域の拠点として総合的な機能が必要だというふうに考えています。それで、具体的には新しい学校が統廃合等でできれば、地域の中でやはりいろいろな機能をきちんと持つ必要があるという考えを持っています。

その1つとして、ご指摘があった地域の防災拠点機能ということで、第一次避難所として小学校、中学校というのはすべてがそのようになっています。小学校29校、中学校が現在11校、合計して40校ですが、すべてそうになっています。それから、第二次避難所として幼稚園というのがあります。それから養護学校も第二次避難所になっています。それらすべて、幼稚園、養護学校も含めて、すべて耐震化が終わっているということです。そういう意味では、避難所としては十分整備されているのではないかなと思っております。

その他、若干ちょっと補足的に言わせていただきますが、緑化ということ、いわゆる公共施設の緑化プランの中でも位置づけられていますので、進めてきました。それから、今日は担当課がいますので、後で補足があるかもしれませんが、みどりのカーテンとか、雨水利用ですね。昨日はすみません、雨水利用を学校が3、4校やっていると言いましたが、雨水タンクは、後で出てきますが、9校やっています。そういうようなことをやっています。

それから、学校に関して言えば、放課後の子どもの遊び場所、いわゆる昼間だけじゃなくて、放課後も、それから夜間とか休日は大人の学習、スポーツ、文化活動をする、そのような形で地域の中で位置づけているというようなことがあります。概略で言えばそんなところです。

【部会長】

ありがとうございました。

この21、22ではないのですが、今回の例えば後半の31、32のほうに、CO₂の対策とか、自然エネルギーの問題が出ています。こことも関係するので、学校におけるCO₂の対策とか、自然エネルギーの利用とかというのはどの程度進んでいますか。

【説明者】

今若干申し上げた、いわゆる緑化のことですね。

【部会長】

緑化だけではないですが。

【説明者】

それで、一つ緑化ということで、屋上緑化とか、壁面緑化というのがあります。CO₂対策ということでいえば、まだ新宿区ではそれほど前面には出ていないものもありますが、国ではいわゆるエコスクールというような概念もありまして、その中で、いわゆる太陽光発電とか、太陽熱利用、それからひさしをつくるとか、それからうまく断熱材をつくるとか、そういうようなことの方があります。

新宿区においても、これはまた出てくると思うんですけれども、環境のほうで庁内地球温暖化対策連絡会、ちょうど発足したばかりなんですけれども、そういう中でこれからどうして

いくか。太陽光発電等が課題になっていますけれども、そういうものをどうしていくか。これは別に学校だけではなくて、庁内全体なんですけど、その中で、学校はやはり一つの施設としてはこれから位置づけていかなくはないというふうに考えています。新しい学校には当然取り入れているということです。

ちょっと戻りますが、新しく建てた西早稲田中とか、新宿中においても、ひさしをきちんとつくとか、それから屋上の緑化とか、いくつかの点では取り入れています。ただ、太陽光発電に関しては基本的にはまだこれからだという考え方を持っています。

【部会長】

以前、文部科学省の人とこういう話をしたときに、新しい学校についてはそれなりに進んでいるんだけど、古い学校というのもおかしいけれども、既存の学校は全然進んでいないという話を聞いたことがあるんですが、新宿区ではそういうことはないですか。

【説明者】

既存の学校はやはりなかなか、いわゆる改修、改築は難しいと、そういうところがネックになっていると思います。後からつけ加えていくというのは、従来の学校の運営からすると、設備面でも難しいということで進みにくいというのはありますが、もちろん既存校も含めて検討はしていかなくはないという考えであります。

【部会長】

環境対策のほうでは、学校はどうか、学校に関しては。

【説明者】

環境対策課です。

以前から新宿区の環境基本計画推進本部というのがありまして、新宿区の地球温暖化対策のことに話して、その中でも区の施設というところでは、もっと進めていくということで、新しく庁内地球温暖化対策連絡会ができました。

これまでも、推進本部の中でもそうなんですが、毎年ISOを区がとっていますので、既存の学校も含めて、新しい二酸化炭素削減のためのいろいろな計画を出していただいて、それをどれだけ進んだかという、そういう検証もしております。もちろんなかなか既存のものは難しいんですけど、二酸化炭素を削減するための計画は推進本部としても進めていっているというような形なんです。今年度は新しく新宿区の環境基本計画もできまして、地球温暖化対策の一層の取り組みをしなくちゃいけないということで、先ほどお話がありました雨水タンクの設置ですね、それを今年度、今9校なんですけど、約10校ずつを4年間、実行計画に沿って設置していくという予定です。さらに、みどりのカーテンという、つる性の植物の設置でもってエアコン等を控えるような、そういうみどりのカーテンの設置も今後続けていくという予定になっています。

【部会長】

雨水タンクというのは何トンぐらい入るんですか。

【説明者】

容量が240リットルぐらいですね。

【部会長】

そんなに大きなものじゃないんですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

既存の学校に進まないというのは費用が原因ですか。

【説明者】

教育施設課長です。

必ずしも費用面ではありません。学校の運営との関係、まずそれがあると思います。それから、設備的なものでは、建築上のいろいろな不適格の関係もあるのかもしれない。

【部会長】

既存の学校で進まない理由をちょっと挙げておいていただきたいのと、それから費用の問題というのは当然あるんだと思うんですが、ちょっと僕はほかの町で、環境問題の民間のNPOがあるんですね。そこが公共施設の屋根の部分にソーラーパネルを設置させていただいて、風車もつけてそこで発電をしている。その発電の一部を公共施設に戻すという民間が主体になってやっている事業があるんですよ。

役所の施設だから、全部役所がやらなきゃいけないというふうに思わないでいただいて、学校というのはあれだけの大きなスペースがあるので、小さな住宅でソーラーパネルをやるよりも、ものすごく広大な屋根面を持っているわけですから、あの屋根上にソーラーパネルをつけて、民間ベースで少しやっていただくようなことも十分考えられるので、新設のときはもちろん自らやっていると思うんですが、古い学校は何か利用をこれから考えてみなきゃいけないかなと思っているので、ご指摘したんですけれども。

私だけ聞いていてもどうかと思いますので、学校ということに絞ってどなたかどうぞ。

【委員】

まず、3つばかりお尋ねします。

この間のニュースの中で、大雨が降り西早稲田中学校のコンピューター室が水浸しになったと言っていました。できたばかりの学校で何でそんなことになったのでしょうか。まずそれが質問の一つ。

それから、防災関係になりますが、廃校になった学校の周辺の町会は、その後どういう具合になっているのか。

それと同時に、廃校になった学校も、廃校の跡地は当然いろいろな施設をつくったりするわけでしょうけれども、防災の備蓄とか、いろいろ防災に関するものも併用してつくってもらわないと、やはりなくなってしまうと地域の人には不安だろうと思うんです。それらのことを考えておいてもらったらどうだろうと思います。

それからもう一つ、今ISOの話がありましたね。学校が夜間、施設開放をしていますね。ところが、施設開放で使う団体が3、4人で体育館を使って、こうこうと電気を使っている。それで、副校長に言わせると、いわゆるもっと節約せい、節約せいと言われるんだけど、そ

ういうものは節約しきれないと。電気や何かも。これは何とかもうちょっと有効に、3、4人だったらもっと小さいところで、学校の中でも空き教室があって、そこは何かいろいろ施設で使っていますけれども、そこら辺をちゃんと少ない人には使ってもらって、体育館はやはり10人とか、20人の団体が使うような方法を考えないとちょっともったいないんじゃないかと、こういう意見がありました。だから、そこら辺もやはり考えてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

それから、資料の21に書いてあるんですけども、「公園では、地下貯水槽やマンホールトイレ、かまどベンチなど、災害に配慮した整備を進めています。」要は進めたところもあるはずだが、一体公園が新宿にいくつあって、整備したのは何力所ぐらいなのか、ちょっと調べて報告してもらえますか。

【説明者】

まず、8月5日に発生した、いわゆるゲリラ豪雨についてですが、あれが江戸川小学校ではかったら1時間100ミリという、10分でも20～30ミリというすごい量なんです。あれはもうちょっと予測不可能というか、予測以上だったんです。それで、具体的にお話が出た西早稲田中学校は江戸川小学校とはちょっと位置が違いますが、あそこが何ミリ降ったかというのは、実は正確にはわかっていないんです。しかし、かなり降ったことは間違いないので、それで予測を越えていたというのが、まずそれが最大の原因のものになっています。ただ、いろいろな人からお話を聞いていますと一番多いのは、新校なのだという、新しい学校なんですよ、と言われます。それで話に出ましたけれども、コンピューター室も水が出ましたし、体育館にも若干浸水しました。体育館というのは避難所です。だからそういうこともあって、私もショックでしたけれども、何でこんなところに浸水するのかということで、予測不可能な雨量だったということもあるんですが、もう一つは、やはりちょっと排水のほうがかまはけ切れなかった。基本的には60ミリに対応できるようになってはいるんですけども、ちょっと排水口のところの清掃が十分じゃなかったという面もあるみたいなんです。だから、そこはきちんと清掃するというような対応をしたいと思っています。

それから、これは若干言にくいところなんですけれども、既存校、古い学校というのは、それなりに段差がありますから、いわゆる校庭のほうからそういう水が来ても、高低差がありますから入らないわけです。反対に、正面のところはバリアフリーになっているので、割合校庭と同じような高さになっているので、常に水が入りやすいというところがあります。もうああいうようなことが起きないような当面の対策は立てています。排水とか、それから清掃とか、もちろんやっています。それとちょっと根本的な対応策も立てなくちゃいけないというので、今検討しています。西早稲田中学校はそういうところで、これは学校で起きたということで、これから考えなくちゃいけないと思っています。

【委員】

だから、ちまたではこれは設計ミスだよなんて簡単に言っている人もいるわけだけれども。早稲田大学の理工学部だってすぐ近くですからね。そこだって同じぐらい降っているはずですよ。西早稲田中学校はそこら辺もやはりよく検討してもらったほうがいいんじゃないかと思

ます。

【説明者】

それから、2番目の廃校のところの防災機能ですね。これについてはちょっと正確にはわからないんですけども、必ず統廃合するときには意見として出ます。廃校になったところの防災機能がなくなっちゃまずいんじゃないのと。基本的には、廃校のところも整備するとか、そういうようなこともやっていたりしていますね、その周辺は。ちょっとそういった状況はわからないんですけども、必ず意見が出ますから。

【部会長】

整備するというのは何を整備するんですか。

【説明者】

備蓄の関係です。

【部会長】

新たな施設の中にという意味ですか。

【説明者】

そうですね、別の施設のところの備蓄機能だけをつくると。だけど、協議会とか、そういうものが、避難所運営管理協議会とか、そういうのはどうなっているか、ちょっと正確にはわからないです。すみません。

【委員】

ないんでしょうね。

【説明者】

そうですね。学校の統廃合とともに、地域の方がそういう意味で変化していくということはあるとは思っています。

【委員】

そうですね。そこら辺変化しても、それに対応できるように考えてもらわないといけないと思うんですね。

【説明者】

それは統廃合のときには、必ず地域から意見が出ますので。

それから、3番目の学校施設開放のことなんですけれども、これは縦割りじゃないんですけども、申し訳ないんですけども、今そういう学校開放関係は地域文化部に基本的には移っているんですよ。生涯学習コミュニティ課というところで行っています。

ですが、私は前の担当だったので、わかるんですけども、夜間開放に関しては基本的には10人以上で登録ということになっています。ですから、利用も10人以上を想定はしているんですね。だけど、実際行くのが確かに少数というようなこともあります。だから、その辺は一つの課題だというふうにとらえています。確かにそれでこうこうと電気をつけたりとかしているというのは、よくご意見としてはあるんですね。ただ、生涯学習の立場からすれば、ときにはそういう少数であっても、やはり学習を保障する、それからスポーツを保障するというような観点から、基本的にはやってもらうということになります。ただ、できるだけ多くの人、

仲間を集めて活発にやってくださいというようなことは、団体等に、集まりがあるときには申し上げているという状況です。もちろんできるだけISOの精神で節約等もしてほしいというようなことも、張り紙等をしたりとか、それはしていると考えています。

【委員】

だから、逆に言えば、毎回報告書は出るはずだから。何人使って、何日と。それを見て、ちょっとこれはまずいなと思ったら、やはり注意を喚起するか、あるいはもう登録を抹消するかというぐらいのことを考えてもいいんじゃないですかね。そうはいかないか。

【部会長】

これについてはちょっと後にいたしましょう。

あと学校についてどうぞ。

【委員】

CO₂対策として、既存の校舎に太陽光パネルを設置するというのは非常に難しいと思うんですけども、高反射塗料というのがありますよね。学校を塗りかえるときにそういう塗料を塗るということは考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

そういうことも検討の一つになると思います。というのは、外壁の修理、屋上もそうなんですけれども、これは中長期修繕計画というのがあります、これは第一次実行計画に載っています。それで大体何十年周期ということもあるんですが、それを計画的に変えていくと。というのは、それは大規模な工事ですから、そういうときの検討の一つになると思います。その塗料が有効かどうかというのは、ちょっと私は即答はできないんですけども。

それから、既存校でも太陽光パネルが設置できる場所もあると思うんですね。それはまだやっていませんけれども、一つの検討材料には当然なってくるというふうに思います。

【部会長】

太陽光のパネルを設置する部署というのはどこがあるの、それを専門に考えている部署というのは。イニシアチブをとって、どこどこに設置していこうという、そういう計画はあるんですか。

【説明者】

環境対策課です。

基本的にはそういう形ではなくて、各建物の所管、学校は教育委員会が、福祉の施設であれば福祉部がやります。

【部会長】

環境対策課はお願いをするということですか。

【説明者】

お願いといたしますが、環境対策課はいろいろな情報提供をするんです。こういったいいものがあります、省エネタイプのこういういいものがありますよというような、そういうことを示して、それに取り組んでいくよう働きかけています。

【部会長】

やる、やらないは、各所管で決めることですか。

【説明者】

そうですね、それは経費との相談もあるかとは思いますが。

【部会長】

環境で予算をもって、この予算でやってよねというやり方はないんですか。

【説明者】

そうですね、一つは区の庁有車のアイドリングストップ装置は、環境対策課が主導でやってきて、各所管の車にアイドリングストップ装置をつけたというような形はありますけれども、ただ、最終的には各課でその予算立てをしてやっているという形になります。

【部会長】

もちろんそういう予算のとり方というのは、わかるんですけども、より何か推進しようと思ったときに、そういうところにある程度予算をつけて、今年度はパネル何㎡やるぞとか、何kWやるぞみたいな話で所管をお願いしてやっていくというのもあってもいいんじゃないかな。これは単なる意見だけど、それをだれに答えてもらったらいいかよくわからないですが。

【説明者】

都市計画課長です。元営繕課長です。

【部会長】

いいですね。

【説明者】

技術論としては、そういうものを設置していかなきゃいけないということは、全庁的に省エネルギーの設計基準とか、エネルギー削減の関係で、法律体系でも決まっているのは、2,000㎡以上は省エネルギー法に基づいてそれなりに考えていかなきゃいけないという、改修工事ではそういう位置づけをされているわけです。新宿区の場合は、先ほど学校の話が出ましたけれども、なかなか古い建物にそれを導入するというのは難しいという、技術論的にも難しいし、費用対効果の関係でも難しさが出ているわけです。一つは、では、新築でなぜそれができないのという話は今の話で当然出てくるわけですけども、考え方としては新宿区は持っています。ただ、それを実際に設置して運用していくところまでは、費用対効果の面でまだペイできていないんです。ただ、学校教育とか、子どもたちにきちっとした環境教育をしていく面では、学校の先生がそういう指導を、教育をしていただけるという学校のところについては、採用してございます。ですから、全校的にパネルを大きくどんとやって、それだけの電気がペイできて、それが余ったときは売っていくというというような、そのシステムはまだ新宿区としては取り入れていません。

【部会長】

何が足りないのですか。

【説明者】

費用対効果が。

【部会長】

いや、費用対効果は考え方だから、どこまでの費用をもって、あるいは今おっしゃったように、教育とか、学習とかという、費用と効果の関係というのは、なかなか数字のトリックみたいな部分もあるので、なかなかちょっと理解しがたい。むしろ、別に新宿だけのことじゃなくて、なかなか日本で進まないというのを考えたときに、やはりいくつかのシステムとか、仕組みがどこかで途切れちゃって、できていない部分がある。そこを乗り越えるにはどうしたらいいのかなというのが議論なんだけれどもね。でも、あり得るよね、環境対策課に予算をつけて、一定期間を定めてたうえで設置していくというのは、僕はあると思うけどね。

【委員】

いろいろな行政に常に感じていることなんです。例えばCO₂の削減ならCO₂の削減といったときの区の中で最高司令塔はどこなんだという位置づけが、どうも今新宿区の場合にどこまでそういうのができているのかなというふうに思うんですね。学校にというのは学校の事情を優先して、そっちから言ってきたものについてやるのではなくて、新宿区はCO₂の削減についてこういう方向で進めるという旗を立てて、いろいろなセクションにそういうことをむしろ指示していく、指令していくという、そういう仕組みづくりが、いろいろな場面でもっとあったほうがいいなという感じを私は聞いていて思いますね。環境対策課というのは環境の元締めであってしかるべきで、もうちょっとそういう意味では権限を持っていただいて、そしてそういう環境行政の、まさによりどころになるような位置づけでやっていただけるといいのになと、見ていてそういうふうに思いますね。

【部会長】

きのう耐震補強のことでかなり議論をここでしたんですよね。そのときもやはり役所だけでやるには限界があって、一般にいらっしゃる建築士の方のご協力をいただいたり、彼らが持っている細かなノウハウを逆に提案していただいて、新しい仕組みにしましょうという議論をしたんです。環境に関するNPOというのは、多分、新宿にもたくさんあると思うんですけども、海外の事例なんかで見ると、太陽熱のパネル1枚を、例えば1万円とかで売るわけですね。それを一般の区民の方、市民の方にご寄附いただいて、私があそこの太陽パネルに1万円を寄附したという形で設置していく運動というのがあるんですよね。それはもう大々的にヨーロッパでは進んでいるわけです。今、環境に対してとか、子どもに対してだったら、区民の方はかなりご協力をしていただけたと思うんですが、どういうメニューで自分が参加できるかという、メニューがそろっていないという印象なんです。ですから、そういうメニューをご提示いただくのは、やはりNPOの方々となるべく議論して、場所を学校で提供する、場所を公園で提供するというような道だっているんだと思うので、もう少しNPOを含めて、市民の方々との連携を深めてほしいなと思うんです。

やはり学校、公園をターゲットにしたいというふうに委員の中で議論しているのは、子どもがそこに存在していて、子どもの日常的な遊びの空間整備であって、環境というのは非常に中長期的なものなので、そこで毎日毎日パネルを見たり、風車を見たり、水を見たりということで、次世代につなげていくということになれば、ほかの施設に比べると極端に大きいわけであって、それをもっともっと推進してほしいなという気持ちがあります。なぜ市民運動とうま

く連携できないのかということを確認したいんですけども、連携の状況は今どうですか。

【説明者】

環境対策課です。

今、環境対策課が所管しています環境学習情報センターというのが新宿中央公園にあります。その指定管理者としてはNPOがやっているんですが、その団体はそういう意味で従来から環境に関する取り組みを、区民や団体、それから企業、いろいろなほかのNPOとのつながりも大きいです。その辺で今後というか、指定管理者は変わりますので、わかりませんが、そういった団体が区内にもいくつかありますので、そういったところを活用して何らかのシステムというか、取り組みですか、そういうことを検討していきたいと思います。

【部会長】

例えば民間が太陽熱のパネルを学校の屋上に設置したいと言ったら、問題はないですか、ありますか、貸せますか。

【説明者】

教育施設課長です。

提供の仕方によっては可能だと思います。

【委員】

学校の芝生とか、それからみどりのカーテンとか、緑化を進められているということですが、児童・生徒ができるようなことでしたら、もちろん子どもたちにやらせるのがいいと思いますが、その管理ですね。地元のボランティアを活用するということに、学校の安全面とそれからそういうボランティアを受け入れるという、そのあたりの兼ね合いはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

例えば、屋上緑化でビオトープを屋上につくるといった場合に、学校の主事、教員、それから子どもたちもかかわるんですけども、土日等にはいませんから、そういうときに鍵を渡してやはり地域の人にお世話をお願いしてやっていただくと、そういうようなシステムをつくっているところもあります。そういう意味で協力すると、そうでないと維持できないということもあります。

後ほど芝生のことも出てきますが、芝生は地域の協力がなければ、天然芝はとてもじゃないけれどもできません。学校だけでは負担が大きい。もちろん専門家も必要なんですけれども、地域の協力ができるところで初めて実現できて、維持ができると、そんな形ですから、そういう連携はやるというのが基本ですね。もちろん、なかなか人がいない、それから実際に地域の方たちの負担が逆に大きくなってしまふということの問題点はありますが、とても大事なことだと思っております。

【部会長】

芝生の話が出たので、22番にいきたいと思いますけれども、以前聞いたときは、東京都はかなり芝生化の予算を持っているのにもかかわらず、各区の学校にそれがなかなか回らない。今課長がおっしゃったように、地元の維持管理主体がきちっと形成できないという理由で進ま

ないんですと聞いたことがあります、地元の維持管理主体がうまく形成できないということは、もう少し具体的に言うとうどういうことですか。

【説明者】

確かに芝生というのは本当に、環境面とか、先ほど話があったように、教育面でも非常に効果があるというのは認識しているんですけども、ネックとしてはいくつかありまして、そのうちの一つでよく出てくるのは地域の協力ということなんです。そのときに、簡単にいえばイエスと言ってくれるかどうか。負担がきつくてノーと言う地域もやはりあります。それはできないよということがあります。今度、四谷第六小学校を全面芝生化します。全面的に芝生化というのは新宿区では初めてなんです。従来から一部芝生化を2校ほどやっていましたが、四谷第六小学校は今年度初めて全面芝生化なんです。そういう場合に、地域の協力といった場合には具体的にやはり町会の方たち、それから四谷第六小学校の場合では高齢者のグループの方たちとかというところに働きかけているんですね。ここはもう一つちょっとあるんですけども、近くに国立競技場がありまして、あそこの専門家がサポートしてくれそうだという、そういう専門的なものもあります。もう一つは、今言った地域の町会、それから高齢者のグループがかなりありまして、そこに働きかけたらば、全部イエスと言ってくれたということですね。それで、以前から別の活動も含めて、そういう町会、高齢者グループとのつながりがここにあったからというのも言えると思うんですが、その辺の協力の保証があったということで四谷第六小学校は進めることができた、そんなところでございます。

【部会長】

学校自体に反対はないんですか。

【説明者】

ネックとしては、その地域の協力だけではなくて、2つ大きなものがあるんです。

1つは、生育環境の条件という問題で、いわゆる日当たり、水はけがよくなければ、これは無理です。それから、いわゆるマンモス校というのですかね、児童数が多いところ、これは難しいんです。なぜかという、かなり踏みつぶしちゃうと、これはもう育たないということなので、子どもの数が多過ぎると無理だと。それは計算式により計算して物理的に難しいと。これが大きな理由の1つです。

それからもう1つは、学校側で一番反対するのは、いわゆる養生期間というのがあるんですね。天然芝生の場合には、造成時もそうですし、毎年大体2カ月から3カ月間は養生期間というのがあり、その間はグラウンドが使えなくなってしまうということです。新宿区の学校の場合は、グラウンドを使えないと、では、ほかに使える場所はあるかという、ないんですね。体育館だけで運動はできないというのもありますし、それから屋上も狭いところもあります。では、ほかに近くに何か公共施設があればいいかという、そういうところもない。学校の事情からすると、2、3カ月グラウンドが使えないともうすごく致命的な感じがある。そこが一番学校では反対する。その辺のネックがあるので、なかなか進みづらいというのが現実です。

【委員】

ちょっと教えてもらいたいんですけども、学校の芝生化をするには地域の協力がないと

と、こういうことを最初におっしゃっているわけですがけれども、何が必要なんですか。

【説明者】

具体的にはいわゆる芝刈りというのもあります。それから土の中にエアといいましょうか、空気を入れたりとか、そういう土の管理とか、若干肥料の管理とか、そういうのがあります。常に見て、芝の整理というか、育てるという感じですかね。そこをやっていただくということでございます。

【委員】

もしかすると私は、そういう意味では皆さんと違うことを言うかもしれないんですけども、こんなに手間をかけて天然芝にする必要があるのかという疑問なんです。つまり競技場の芝を管理するのだったら、それは競技のために管理しなきゃいけないくて、学校教育の中のやはり緑化という中の概念の中の位置づけだとすれば、マンションなんかの場合は、つまり水やりを一々しなくても、よほどの日照りで、からからで枯れちゃうというようなときは別として、自然に放っておけばちゃんとそれが生育する樹木を植えるというのが基本的な概念でやっていきますよね。そういうふうに手間のかからない緑化、つまりだから、逆に言うと、グラウンドの緑化というか、芝生化というのはものすごく手間をかけなきゃ、しかも養生期間があったり何なりという、そういうことが本来目指すべき緑化なのかどうか。緑化と云ったら、本当に全国その地域、地域に適性のある樹木がそこに繁っているということがまず出発点のような気がしているんですけどもね。何か屋上緑化だったり、学校のそういった芝生化だったりということが、緑化の何か一つの象徴のように言われていることに、違和感をいつも感じているんですね。何か伺ってみると、ますますやはり大変なんだねと。よく公園なんかでも芝生がきれいだけど、そこには「入るな」というのがあって、入れない芝生というのは何だろうという、よくそういう議論もありますよね。学校も、子どもたちが入ると芝が枯れてしまうから、「芝生に入るな」なんていうようなことがもしあるとすると、何のために芝生を植えたんだということにもなりかねないというのが、私がちょっといま一つ芝生化ということに吹っ切れていないというか、疑問を禁じ得ない点があるんですけども、その辺はどうですか。

【説明者】

根本的に難しいところだと思います。

【委員】

でも、新宿区は緑化を進めようとしているわけですね。

【説明者】

実際のところは芝生化というのは、検討はしていました。それで実際、天然芝生化はできませんかとすべての学校に調査をかけています。それは、先ほどから出ていますように、環境面の天然芝生というのはいい面がありますから。一つはCO₂を吸収してO₂を出す、酸素を出すという、そういうのがありますし、ヒートアイランドの関係でいえば普通の地面より8度ぐらい下がります。それから、教育面でいえば、当然環境教育になるということがあります。それから寝ころがっても気持ちがいいし、けがもしにくいとか、そういうメリットがあるというようなこともあるので、基本的な姿勢で考えていったわけです。それで全校を調査しました。

その結果としての今の話です。結果として、小学校の29校のうち、既にやっているところ、一部芝生化が2校あります。落合第一小学校と大久保小学校です。これは一部芝生化です。250㎡を超えていますけれども、一部芝生化です。それで、これからやろうとしているのが、先ほど出た四谷第六小学校、これは全面的な芝生化です。それとあともう1校は、条件がそろっているということでやるという流れです。

それに対して、ほかの学校は、いろいろなご指摘の理由もあるかもしれませんが、私どもがとらえているのは、先ほど言ったいくつかのネックがあってなかなか難しいというところで、先に進めづらいという点があります。そういう中で、私どもとしては、天然芝生化はなかなか難しいけれども、別の手段、今ご指摘もあったかもしれませんが、いろいろな別の手段で緑を考えていく、そちらもあわせて検討していかざるを得ないかなと考えています。それから従来から学校というのはものすごく木々、樹木がありますよね。この樹木をもっとどんどん生かしていく、それらのものをうまく利用していくとか、いろいろなことを考えて、緑化に関しては総合的に考えたほうがいいのではないかという意見もあります。天然芝生化だけにとらわれないで考えていく発想も必要ではないかと、今新宿区はそういう形になっています。

【部会長】

そもそもの話になってしまいますが、これは比較的環境面から出てきている事業ですよ。だけど、イギリスで大変おもしろい、ある研究、調査レポートがあって、イギリスも70年代から80年代に日本と同じようないじめとか、校内暴力とかが、極めて高かったんですね。その原因をいろいろ調べて、いろいろな対策をイギリスで打ったときに、校庭のデザインを変えたんですね。要は当時の校庭は、日本と同じようにアスファルト、コンクリートというのが以前は多かったんです。やはりスポーツ中心に、運動系中心にできていた。それをコンクリート、アスファルトをはがして、一部土にしたり、水にしたり、緑化したり、もちろん一部芝生、全面芝生という意味ではないんだけど、自分たちの校庭の利用とか、デザインをみんな考え直そうと。教科のために、例えば理科の教育には何が必要か、算数の教育のために校庭は何が使えるかという、校庭を使った教育、学習という視点で、みんな子ども参加型なのか、あるいは両親参加型で校庭のデザインを見直したところ、極端にいじめ、不登校、暴力が減ったというすごいレポートがあるんですよ。それを見てから、全面芝生が何でもいいという、そういう意味ではなくて、校庭というのは、やはり子どもにとって教育のためには極めて重要なので、もう一度それを考え直す必要がある。芝生がよければ芝生でもいいし、もっと土と水と緑というケースが、場所によってはですよ、ほかにスポーツをやる場所があったりしたら、そういうのもいいだろうし、そういうきっかけになってほしいというのがベシクにあります。ですから、先ほど芝生化に関する調査があるというのは、これはとてもいいことだと思います。その中で、例えばもし町内会とか、地元の方の運営管理、維持管理が難しいということになれば、ではどなたか、両親でもいいし、どんな市民団体でもいいし、やってくださる方はいますかと募集をかけたり、もう一歩先に、芝生化を含めた校庭の利用、運営に地域の方が参加するというような道を探ってみる、もう一歩、二歩と踏み出してみる。そういうのをぜひお願いしたいと思うんですね。学校というのはそういう子どもの環境でもあるし、子どもに関心

を持っている大人の重要な場所なので、学校をキーに町が広がっていく、地域が広がっていくという、そういう視点を持っていただきたいなということを少し思います。

【委員】

私は疎開世代ですけれども、その疎開先のところの田舎の学校に中庭がありまして、その中庭は全部芝生だったんですよ。その当時、どう陰で苦労して、それを養生していたかというのは私たちは知るよしもありませんでしたけれども、芝生の効用といいますか、このことを私は全く理解していないとか、否定するとかというつもりはない。だけど、全面芝生という考え方をすると、今言ったように、今度はせっかく芝生をつくったのに、維持が大変で、また子どもにも利用の制限が課されたりということで、何か本末転倒になってしまいやしないか。だから、校庭でもそんなに広く取れないでしょうから、一部を芝生にするということは意味があると思うし、また校庭のある一部の隅には雑木林みたいにいっぱい木が繁っている場所があってもいいんじゃないかと思います。

アンケートでやれるところからやるという、そうすると、一番懸念をするのは、大変熱心な校長先生とか、副校長先生が推進をしてやったけれども、その校長先生がずっとそこにいらっしゃるわけではなくて、替わられると、今度は次の人が「何だ、こんなことは」ということだあってある話ですね。だからやはり学校の自主性というのは一方では必要なんでしょうけれども、やはり区の基本的な環境だとか、そういうものについての考え方というものがまずあって、そしてそういう方向に基づいてそういうことが粛々に行われるということも一方では必要なことではないかということをおっしゃったことをちょっと申し上げたかったです。

【部会長】

では、21に戻って、今度は公園の話をしていきましょうか。

では、さっき委員の質問で、どのぐらいの公園にこういう防災のための設備が設置されているのかというご質問があったので、そこからお答えください。

【説明者】

みどり公園課長です。

実際に新宿区には、今、大きな公園、小さな公園を含めて181ございます。その中で、災害に配慮した整備をしている公園は、そんなにないよというご指摘でしたけれども、確かに数はまだ少ないのは事実です。かまどベンチでいいますと、今荒木町の荒木公園というのがあります。それを初めとして3園、あとマンホールトイレといいますか、防災用のトイレ、そういうのについては、新宿中央公園のほかもう一つということで、全部で2園ですね。防火水槽については、5トンのタイプと40トンのタイプがあるんですけれども、140基ほど公園の下に埋めてございます。

それで、公園のマンホール使用トイレとか、ベンチについては、今、公園を改修する際に地域の皆さん方の意見を聞きながらやっているんですけれども、その際に私どもで、そういう「防災時には公園が一時集合場所になるケース、本当の避難場所のケースもありますけれども、こういったものはいかがでしょうか」というお話をすると、割に「いいね」というお答えが返ってきてございます。現在、ほかの整備を予定している公園などでも、富久町で工事に入

りますけれども、そういったところが大まかな、歌舞伎町の久保公園などでも、そういった施設についてお話をしたところ、かなり皆さん関心があるので、そういうところについてはこれから進めていきたいと思っているところです。

【委員】

昨日も公園の話が出まして、結局は帰宅困難者が相当出るんじゃないかと。それで、どうしてもやはり生理現象でトイレを借りるんですよ。そのときに、いわゆる普通のうちに入り込まれると嫌でしょう。それと同時に、自分のうちもトイレは使えなくなるわけですよ。だから、なるべくなら公園にたくさんそういうマンホールトイレを設置してほしいという、昨日もその話はしましたんですけども、もうちょっとあると思っただら少なかったね。

【説明者】

例えば公園なんかによく見られるような六角式の便所がありますけれども、配管ですね。要するに下水の流れる勾配や何かがあって、うまく便所をつける場所がなかったりするケースもあって、また、そのための下水の配管なんかもしなきゃいけないくて、どうしても工事をするため、公園の改修に合わせてやらざるを得ないということで、なかなかまだ進んでいないというのは確かです。

【部会長】

これは計画的に公園にトイレその他、かまどベンチも含めて、何年間で公園に設置しようという、そんな計画はないんですか。

【説明者】

現在そういうような計画は立てておりません。公園の改修に合わせて、その辺については設置しているというのが今の状況でございます。

【部会長】

昨日危機管理課長が言われた防災計画みたいなものには載っていないということなんですね。

【説明者】

具体的に公園に何基つくるというような形ではないです。

【部会長】

ちょっと意外だね、それは。

【委員】

それはちょっと考え直してもらわなきゃいけないかもわからないな。

【部会長】

公園は181もあるんだからね。

【委員】

小さい公園もあるけれども。

【部会長】

でも、小さくても、確かにそういうときになったら行きますよね。

【委員】

よろしいですか。いわゆる区民としての防災拠点は、第一次避難所、第二次避難所ということで、学校ですよ。公園は公的な位置づけはないわけですね。

【説明者】

公園で避難場所ということになっておりますのが、例えば都立の戸山公園とか、百人町の一角はエリアになっておりますけれども、あと公園という形になりますと、新宿中央公園とか、非常に大きな公園になっておりますので、避難場所として指定されているという区立の公園自体はそんなにはないんです。あくまで一時的な集合場所です。

【委員】

昨日の帰宅困難者対応もそうですし、区民の避難をしなきゃならない人の想定も、それは震度7.3とかと想定しているけれども、想定以上の被害が出て、想定以上の避難をしなきゃならない人が出るということも十分あり得て、だから、公園みたいなところというのは、ある意味では指定されているとかということとは別に、格好の広場ですから、自動的に避難者が集まる場所だと思うんですね。だから、そういう意味ではライフラインの、とりわけトイレの設置というのが、学校の避難所のトイレも少ないということを昨日盛んに私は主張したんですけれども、いわんや今、公園は、一口で言えば考えてもいないと、こういうような状況を今こうやってかいま見まして、そうじゃないんじゃないですかと。やはり公園もそういう人たちが集まる。これは間違いないと思いますよ。そういったときにトイレがないということは、これは本当に情けない状況になる懸念が十分だと思うんですね。

だから、備えあって憂いなしでして、使わなきゃ使わないで本当に幸せなんですけれども、あったときのことを考えて、そういうときにそういう設備が極めて貧困だったら、これは悲惨な話ですよ。だから、昨日の防災で「最大のポイントは何ですか」と問いましたら、危機管理課長は「耐震だ」とおっしゃって、そのことは私も全く同意見なのです。ですが、いざ避難をしたときのことを考えますと、いっぱい前例があるんですよ。神戸から始まって、巨大地震で、大規模災害を受けた、そのときに避難民が、みんなトイレの話を言っているんです。やはり幸いにしてまだそういう被害を受けていない自治体は、そこから学習して、それをもっと真剣に受け入れてほしいと思うんですよ。だから、みどり公園課長のご主張でそれがいいのか、環境なのか、防災なのか、やはり区としての防災とか、そういう大きな司令塔のもとに仕事をみんなそれぞれのセクションで分担していただいているわけですが、やはりもっと公園にも目を向けてほしいと切に思いますね。

【部会長】

どういふふうにお考えですか。

【説明者】

おっしゃるとおりだと思っております。必ずしも私どもで必要な便所の数を把握しているわけではございませんけれども、防災計画の中で帰宅困難者がどのぐらい、それに対して便所がいくつというような、例えばその場合新宿御苑にいくつ欲しいんですよとか、そういう経過があるわけですから、そういうことから言うと、避難場所になっていない公園であっても、必要なことというのは十分認識しております。したがって、それをもっと計画的に早くやれとい

うご指摘かもわかりませんが、それについては現在、まだそこまで至っておりませんが、そういったものについては進めたいという思いはございます。

【委員】

今トイレの話で、マンホールトイレばかりおっしゃっていますけれども、マンホールトイレは断水した場合には、流れないので困るんですよね。

【説明者】

一定量ですと、下水管の上に行きますから、流れます。ただ、いわゆる固形物になると流れなくなりますので、下水管のどのあたりになるかということもかかわってまいります。通常道路の下水管を利用すると、^{きてんじんこう}起点人孔でなければ、一定の勾配があって水がもう既に流れている。そういう中間であればある程度押し流されますけれども、起点人孔といいまして、一番初めの部分、勾配が余りなくて、水もほとんど流れていないようなところだと、逆に水で押し流してあげなければなりません。

先ほどちょっと公園のお話もさせていただきましたけれども、公園の中は配管が余りないというので、その配管をまず工事するというのもあるんですけども、あと水の心配もやはりしておかなければいけないので、先ほど言ったように、地下水槽の水を一義的には火災時に使うんですけども、ため水ですので、飲用にはちょっと適さないような水になりますので、そういったときにその水を利用して汚物を下流に流していくと、そういうような仕組みというのは必要だと考えています。ですから、マンホールトイレだけでなく、地下貯水槽というのは多分セットで必要になってくる話だと思います。

【委員】

そのときはポンプで上げなきゃいけないのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

普通のポンプじゃないですよ、緊急ポンプ。

【説明者】

そういう緊急ポンプみたいなものでくみ上げて、どこかにためておいて、それで流すというような格好になってしまうと思います。

【部会長】

ポンプは倉庫に入れておくんですか。

【委員】

倉庫には260台入っていますね、あちこちの町会で。

【説明者】

直接公園にポンプが置かれているわけではないんですけども、地元の消防団とか、地域の組織の皆さんが使うポンプがいろいろなところにあるんですね。結果的に公園に倉庫を置いて、その中に入れているケースもかなりありますので、公園にもかなりあるということです。

【部会長】

公園でもいろいろやったときに、あの中何が入っているんだかわからないと言っている人もいて、いざというときに大丈夫なのかと言っていたんですね。トイレとポンプはセットなわけじゃないですか、みんな、いざというときはね。

【委員】

私の地域には3台ありますから、1台は確かに公園に置いてあります。本当は公園に置いていけないんですよ。

【部会長】

両方の気持ちがよくわかるから。だから、若干邪魔ものじゃないけれども、余り公園も大きくないスペースだから、変なところに置いてほしくないという側面もある。

【委員】

だけど、これからはやはり、例えば雨水をためてみたらどうだとか何とかとあるわけでしょう。公園の片隅にはやはりそういうものを設置させてもらうようにしてもらわなきゃ困ると思うんです。何か公園は子どもの遊び場だから、そんなものは要らないとか何とか言っているけれども、やはりそういうものもきちんと置けるデザインも考えてもらったほうがいいんじゃないかと思いますよ。結局はそういうものを利用しなきゃだめになってくるんだから。

【部会長】

では、トイレとの関係の水も重要だけど、いろいろな水が重要で、いざというときには浅い井戸を掘るという話とか、雨水をためておくとか、そんな話は公園の中では余りないんですか。

【説明者】

井戸を掘るケースは、たくさんではないですけども、最近新設する公園では掘ってみようかと考えています。それは富久公園と言いますけれども、そこにはマンホールトイレを造ろう、地下水槽を造りましょうと防災的機能を持たせるということがありますので、出るかどうか、これからやってみないとわからない部分がありますが、井戸を掘って防災時に使えるようにしたいというのがあります。

井戸については、東京都の制限もありますから、余り揚水量の大きいものを浅井戸ではつくれないので、深井戸になるかどうか、そういう部分と、果たしてその水を使うのかどうなのか。また、地下の水槽で例えば40トンをためてあるようなところだと、それはなくてもいいかなというような判断もしているので、必ずしも全部のところではないんですけども、必要なところはやはり井戸もあってもいいということで、最近検討をしております。

【委員】

私は昨年、この問題については、公園に全部井戸を掘りなさいと述べました。また、ピオトープで新宿中央公園に、井戸を今度掘ったと聞いております。やはりそういった公園には、飲用水じゃなくても、生活に水が必要だから、防災の一つとして公園には井戸があるべきということがあるんですけども、やはり公園というのが時代とともに求められているものが変わってきているわけですよ。今日私たちの部会がテーマにしているのは、基本的には防災というのを大きなテーマとしてやってきたんですが、防災の視点でいうと、公園もやはり避難所の一

種といますか、一つとして、それぐらいの機能が求められるということは、やはり十分施策に反映していただきたいと思いますね。

【部会長】

では、21、22についてはこのぐらいでよろしいですか。ちょっと結論的に申しますと、学校、公園はかなり均等に配置されている重要な公共施設なので、より広い立場から、防災も環境対策も含めてそういったまちづくりの拠点になってほしいというようなことで、私どもはご提言したいなというふうに思っています。そのためにいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

さて、ではご案内しましたように、18番へ移らせていただきます。

では、委員からご質問していただけますか。

【委員】

電柱を道路の地下につくるという事業ですね。内部評価の結果を見ますと、三栄町などに進めますと。これは決まったところにしか、今、2カ所だけしかないんですか。

【説明者】

道路課長です。

今予定しておりますのは、72号線と三栄通り。あと1カ所検討中なのが落合の聖母坂ですね。

【委員】

これ大体、今、拝見すると、割と広い道路ですよ。

【説明者】

そうですね。

【委員】

まち歩きをしますと、これは埋めるのが難しいのかわからないけれども、電信柱が斜めに建っていて、その上にトランスが乗っているというような場所があちこちにありますね。電信柱が何か気味悪いような状態になっているというのが。何かあったときは、これは完全に折れるか、上からトランスが落ちこちてくるかというようなところ、これは東京電力の所管かもわからないけれども、そういう危ないところがありますね。三栄通りとか、それから回答で出しているのは諏訪通りから大久保通りに出る途中まだ遮断している通りですね。ああいうところよりも、そういう危険なところをやってもらうほうがいいんじゃないかと私は思うんですよ。

【説明者】

私も、この仕事につく前はそう思っていたんですが、難しい部分が本当にあります。

まず、コスト的にどのぐらいかかるかというと、1メートル100万円ぐらいかかります。1メートル地中化するのに100万円、ですから100メートルあれば1億円、1キロやるには10億円かかる。ケーブルを入れるということも大変な部分もあるんですが、今委員がおっしゃったトランスをどうするか。地中化しているところでよく見かけるのは、緑色のボックスがございませけれども、あれがトランス、変圧器ですね。要はあれをどこに置くかというのが一番問題で、まず基本は歩道がついていないと、車道にあれを置くわけにはいかないのです、歩道つきの通り

の、例えば植栽の並びだとかにトランスの機械を置いて通行を確保する必要があります。例えば三栄通りも本当はちょっと狭いんです。都道、国道みたいにある程度の幅員があれば、そういう地中化も結構やりやすいんですけども、区道でやる場合は非常に難しい。三栄通りもこれからどうやろうかといろいろと検討するんですけども、例えばトランスを民地に入れさせていただく、民地を一部買い取らせていただくとか、貸していただくとか、あと公共施設があればそういうところに入れる。よく大きなマンションや何かは、宅地の中に変圧室があるので、例えば聖母坂は部分的に電柱がないんですよ。聖母病院だとか、大きいそういう建物があるところは。ですから、地中化は、これからいろいろと区もやっていきたいと思っています。今委員がおっしゃったように、狭いところでも今後やっていくためにはどうするか。例えば電柱の上にトランスをドーナツ型に乗っけるだとか、いろいろな方法を今研究し始めておりますので、そういう部分をこれから研究しながら、いろいろな路線に広げていきたいと思っています。地中化はこれから進めていきたいと考えておりますので、これから頑張っていきたいと思えます。

【委員】

ぜひなるべく早くお願いします。でも東京電力の仕事でしょう。

【説明者】

いや、昔は東京電力、NTTが、単独地中化ということでやってくれたんですが、あまりにもコストがかかり過ぎるということで、今、企業がお金を出さないんですよ。ですから、これは自治体の仕事で、都道であれば東京都、区道であれば新宿区の仕事としてやっております。

【委員】

聞きますけれども、東京電力にしるNTTにしる、一部負担もないんですか。

【説明者】

若干の分担金はいただきます。ですけども、事業主体としては、今、区になっております。

【委員】

もう1点、あれは神楽坂のある一部の商店会が電柱を地中化して、非常に通りがきれいになっております。そのことに貢献なさっていた地元の町会の方からのお話で、分担金が、お店で二、三十万円とか、そのぐらいのレベルだということです。つまり間口に比例して何か負担をしたとか言っていました。そういうふうに「自分の店のところに電信柱がなくなるよ、あなたはメリットがいっぱいあるんだから分担金をお願いします」ということが、例えばこの三栄通りの場合でも、そういう形で処理されるんですか。

【説明者】

早大の南門通り、あそこが最後の企業者がやる地中化だったんですけども、神楽坂はその前ぐらいですね。地中化で分担金を地元から取ったというのは私は聞いていないです。基本的には商店街灯をお持ちなので、商店街灯のランニングコストあるいはイニシャルコストがかかるので、それを間口にに応じて取っているんじゃないかなというふうに思うんですけども、地中化とか、そういう道路の舗装で負担金を求めているということはございません。

【委員】

逆に言うと、私は一部負担をすると、そういう地中化が実現するというようなものと、そのときの話を聞いて思ったんですけども。

【説明者】

それはないです。

【委員】

今は、事実上100%自治体管理ということなんですか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

それは知りませんでした。

【部会長】

表面の舗装材についてはあるんでしょう。

【説明者】

舗装材は、神楽坂では全部区が持ちました。

【部会長】

何を電柱の地下埋の費用と見るかという見方で、ちょっとそういう部分もあるかもしれないね。

【説明者】

カラー舗装の費用は、神楽坂は全部区が持ちましたので、あそこで地元からの歳入はなかったと記憶しておりますけれども。

【部会長】

新宿区全体において、電柱の地下埋設計画、今期何メートル、今期何メートルというのは全部できているんですか。

【説明者】

第一次実行計画では載っております。私どもとしては今後、総合的な計画を立てたいと思っています。今、地中化はまだ数路線なので、これから拡大していくのに、例えばどういう路線でできます、こういう条件がやはり今の土木技術だと必要ですとか、それからすると、区内何千路線ある中で、こういう路線が現時点でできる候補ですとか、そういう計画を立てたいと考えております。それはこれからまた予算要求等がありますので、まだ今後の話かと思えます。

【部会長】

先ほど委員が言ったように、可能路線という考え方と、必要な路線という考え方とやはりちょっと違って、可能な路線はどんどんやってくれればいいわけだけでも、必要な路線はやはりいろいろな手段を講じてやらなければいけないと思います。必要じゃないとは言わななくても、可能な路線ばかりやっているんじゃないかという印象がちょっと委員の中にはあったものですから。必要な路線をどうするのかという点で、防災の立場からおっしゃっているので、ご検討願いたいです。

【説明者】

逆に新宿は冒険だと言われているんです。三栄通りは本当に、東京都だとなかなか手がつけられないような道路です。あそこは国道と並行しているために、本来国道に入っているような大きなケーブルが区道に並行で入っています。実際地下を確認しましたら、空間があるのかというような感じでございます、その中に入れるというのは結構難しい。ですから今後、そういう難しいところもやらないと、区道のこういう狭い幅員の中で地中化をやるというのは非常に難しいです。それを一個ずつやっていって、逆に先駆的にこんなところもできるんだというふうに勉強しながら研究していきたいと考えております。

【部会長】

ミニ共同溝というのは結構進んでいるんですか。

【説明者】

いろいろな方法がありまして、共同溝は通常キャブが普通なんですけれども、今あるのは、既存管の活用方式とあって、本来であれば全部移設して箱をつくって行うんですけれども、例えば東京電力のケーブル管が3条4段12本並んでいるところで、東京電力で半分で済みますとなったときに、ほかのケーブルを掘り起こさないで使うなどして、コストと工期を短縮する、そういうような手段が今始まりつつありますので、新たなそういう方法を模索しながらやっていきたいと考えております。

【部会長】

わかりました。では、18番はいいですか。

では、38、39、40番にいきたいと思います。

【委員】

私は間伐材を使った防護柵のことについて伺います。

【部会長】

40番ですね、

【委員】

多摩の間伐材を使っていると書いてありましたが、今後は長野の間伐材も使うということですね。平成19年度は155.5m施工したそうですが、これはもうちょっと増やしてもらったほうがいいんじゃないかと思うんです。あれは見ていて、やはり鉄骨の柵よりもずっといいですよ。

【説明者】

ありがとうございます。

【委員】

見ता目がね。何となく田舎の道路を思い出します。

【説明者】

平成17年からこの事業を始めていまして、今、計画上、年間100mを基準に考えています。実際にまだやり始めたばかりで、いくつか今条件として考えているのが、いわゆる景観とか、環境に配慮する必要が高い場所ですとか、要は車両の衝突の危険性が少ない場所、あれはやは

り鉄の材料に比べたら弱いですから、あと実際、柵に歩行者が寄りにくい場所等と今いろいろとまだ研究中でございます。初めはすごくいいんですけども、やはり天然材でございますので、毎日日光に当てられると、ささくれなんかができる場合があります。そうすると、例えばお子さんが遊んで触ったりすると刺さったりする可能性もあります。当初は本当に天然材そのままだったのですが、今は上にちょっと塗装を、本当にナチュラルな色で塗るだとか、それでささくれが起きないようにできないかどうかを独自に研究中でございます。その辺がうまくできるようなになれば、目標数量も増やして、どんどんいろいろなところにアピールしていきたいと考えております。

【部会長】

回答にある歩行者が触れにくいところの条件を満たすというのは、この表現はおかしいですね。本当はそうなのかもしれないけれども、歩行者が触れにくいところを選んでやっていますというのは、何かいい表現がないのかなと思います。

【説明者】

植栽があって触れにくいという意味です。

【委員】

わかりますけれどもね。でも見た目だけなのかな、触ってほしいと思わないのかなと思うのですが。

【委員】

私はそこだけ聞きたかったんですよ。

【部会長】

38、39番もいいですよ。遮熱透水性舗装についてご質問する方は。

【委員】

路面温度というのは、ちょっと想像以上に高くなるんですね。実は私のところの横丁で水まきを週に一度やっているんですけども、ほとんど測定するのを小学生に任せているんですが、水をまいた後、5、6度下がるんですね。その差があまり大きいので、その子のお母さんが計り間違っただんじゃないかと言っていたんですけども、実際に計ってみたらそれぐらいで、60度近くになっているときもあるんですね。水をまくと、6度から8度くらい下がりますね。だから、その横丁に自転車が入ってくると、すうっとする。これは気のせいではなかったんだということになって、水まきの効果については一同驚いたんです。

舗装道路というのがヒートアイランドの大きな原因になっているということは確かだと思います。ですから、遮熱透水性舗装をなるべく早く広げていただきたいと思います。その計画が甘い、もう少し進めたほうがいいんじゃないかなと思います。ほかの予算の兼ね合いもあるのかもしれませんが。

【部会長】

では、遮熱透水性舗装の事業計画について、ちょっとお答え願えますか。

【説明者】

この遮熱透水性舗装というのは、環境対策で2つの効力があるとされています。今委員

がおっしゃった遮熱、遠赤外線を反射して、路面の上昇温度を約10度下げると言われています。あとは透水機能で、先般の水害のときも、水を地中に流すだとか、地下水にまた戻すとか、そういう部分の効能がございます。あと今、実験で取りかかっているのは、遮熱透水性舗装というのは、アスファルトの目があらいものなんですけれども、水を流しながら表面にコーティングをして熱を反射させます。普通のアスファルトの舗装にこの遮熱コート、トップコートをした場合どうなのかということで、何力所か始めております。しかし遮熱透水性舗装というのは、舗装的に若干弱いんです。ですから、あまり交通量のあるところだと、舗装がすぐに傷んでしまうということがあるので、今そういう舗装材が密なところ、車の通りが激しくても大丈夫なところにコーティングしてもいいかどうか、今年度も何力所か試しております、これがうまくいくと、いろいろなところで実施したいと考えています。若干コストはかかります。舗装で大体1㎡当たり7、8千円かかるんですが、そのトップコートも1㎡当たり7、8千円かかります。ただ環境対策という部分では、ヒートアイランドに非常に効果が出てくるかと思っておりますので、その辺のいろいろな実験結果を踏まえて、拡大をしていきたいと考えております。

【部会長】

もっと舗装の面積を増やせないかというご質問なんですけれども。

【説明者】

実際今年度はもう上半期でその予定数量を超えていまして、まだもっとやる予定でございます。多分今年度は予定数量の数倍をこなすことになるろうかと思えます。

【部会長】

道路の打ちかえのときにはかなりもうこれを使っているということですか。

【説明者】

特に今取り組んでいるのが新宿御苑の周りです。あそこの御苑の木々の冷気で、周りがすぐ冷やされ、冷気が周りに浸透するという話でございまして、そういう風の道とか、そういう部分を遮熱透水性舗装でもっと周りに広げられないかどうか。あの周辺の道路をそういう形で実施したときに、路線だけではなくて、面的に温度の低減効果が図れるかどうか。そういう部分を今検証しています。そういうところができるば、もっといろいろなところで面的に温度を下げていけるのかなというようなことを考えています。これはまだちょっと実験中でございますが、路面のまわりは、私も歩いていて若干涼しいなと思えますので、ある程度の効果があるのかなと思えます。御苑の周りだけでも今数路線やっています。

【部会長】

では、幅員に余りかわらず実施するということですか。

【説明者】

そうですね、車の交通量によりますね。広い幅員のところというのは、一般的に交通量が多いので、あと大型車両ができるだけ通らないところが、遮熱透水性舗装にはふさわしいです。舗装が長持ちするという部分がございますので。

【部会長】

幅員でいうとどのぐらいの幅員以下を対象にしているんですか。

【説明者】

明確には決めておりませんが、6メートル未満ぐらいですと、そんなに交通量がございませんで、そういうところがふさわしいのかと考えております。

【部会長】

では歩車分離したところはあまりないんですね。

【説明者】

歩車分離しているところでは歩道の部分ですね。今年も新宿御苑の大木戸門の前のところをこの舗装でやっておりますけれども、両側の歩道について遮熱透水性の舗装を、今ちょうどこれから工事にかかるところです。

【委員】

遮熱透水性舗装というのは、ヒートアイランド対策上の意味合いもありますし、もう一つ透水というと、新宿区は新宿御苑とか、公園の一部を除くと、全部もうアスファルトといいますが、コンクリートに覆われていますから、地面に水がいかないということがあって、素人考えでもこの後どうなるんだろうと思いますね。やはり雨が降ったら地面に、土に水がいかなくてという思いからも、こういうことはどんどん進めるべきだと私も思うんです。

それで、道路課長は、こういう部分も領域かと思えますし、あと生活の環境というか、生活道の、つまり歩行者の保護という部分で、これは17、18番に、道路問題、この辺にいろいろあるんですね。この辺を引くくめた話で、つまりその道路の中には補助72号線をぜひ開通させなきゃというのも一つあるでしょう。だから、私は同じことをここで3回言うんですけども、例えば「補助72号線は平成23年までにともかく開通させれば、道路財源が利用されて、つまり新宿区の負担が少なくて済むから、だから急ぐんだ」という話を聞いたことがありまして、そういう話を聞くと、そういう道路問題は地方の話だとばかり思っていたのが、新宿区でも道路を今つくれば安くできるというてそうやってる。道路を必要じゃないとは言えないですよ、道路はあったほうが便利に違いないわけで、どんな道路だって必要じゃないみたいなことは言いませんけれども、用地買収ですからね、新しく道路をつくるというのは、その結果、急ぐ必要のない道路のために、多額の、2桁、3桁の億のお金がそっちに使われて、そして今ここにあるような本当に生活に直接かかわるような問題にはほんのわずかしお金が回っていない。こういう道路行政は果たしていかなものなのかと思うんです。

道路課長が新宿区の道路行政の元締めでいらっしゃるとしたら、新宿区の道路は何が一番大事だと行政としてお考えになっていらっしゃるか伺いたいと思います。

【説明者】

先ほど道路特定財源が終わるまでということをお聞きになられたということですが、ちょっと私どもの職員でなかなかそういうことを言う人間はいないかなと思います。財源というのはもちろん行政マンとして考えるべきことなのかもしれないですけども、我々は道路をつくる立場で、財源はやはり財政課との交渉の中で予算は頑張って措置していくということで、あまり特定財源云々というような意識はございません。道路として何を考えるか。先ほどの補助

72号線というのは幹線道路、街区の外郭を形成している道路でございますが、その必要性というのも私も感じております。というのは、よくいろいろなことで苦情をいただくのは、百人町、大久保の縦の一方通行になっているところがございます。ああいうところを車が抜け道として使っていくときに、「お年寄りが歩いていても平気で飛ばして抜けていく。何とかしてくれ」というような陳情を結構いただいています。要はなぜああいうところを抜け道で通っていくかという、今、縦の道は明治通りと小滝橋通り、両方とも幹線道路として混雑する。いろいろな商用車なんかがそういうところを渋滞を抜けるために中を入れてくるんだと思うんです。この補助72号線というのは貴重な南北の路線として計画されておりまして、多分あれが通ってくれば、そういう明治通りだとか、小滝橋通りの混雑緩和には十分つながるかと思えます。そうなれば、地区外の生活道路、そういうところに入ってくる車が減るということで、そちらも非常に大切です。我々は道路すべてを見てやっています。

【委員】

ですから、72号線の必要性とか、重要性を今伺うつもりはないんです。そうではなくて、歩行者優先の生活道路、今ある道路を、車優先から生活者優先というようなことも道路行政だし、今おっしゃるように、やはり新しい道路をつくることが必要だという理由もあるんです。今のこの遮熱透水性舗装もそうですし、いろいろな要素があって、いわゆる新宿区の道路行政として、何に重点を置いていらっしゃるんですかと問いたいんですよ。私はもっともっと生活者重視があってしかるべきではないかと思うんです。道路の疎通は、道路は要らないとだれも言いませんから、あったほうがいいに決まっているんです。ですけれども、道路をつくるコストは、こういう生活道路の改善に比べると桁がまるで違うぐらいに、極端に言えばこっちのほうには、何十万円、何百万円ぐらいしか使わなくて、あっちには何十億というお金が使われているということを感じるんですよ、資料を見せていただくとね。そうすると、もっとやはり生活者、幹線道路をつくるのが弱者対策の一つであるがごとく理屈づけされましたけれども、そういうところじゃないところに交通弱者はいっぱいいるわけですよ。そういう人たちに対しての交通道路行政というか、もっとそちらに目を向けるべきではないでしょうか。初めにそういうふうにお尋ねしようと思ったら、補助72号線の重要性を述べられたので、ちょっとそれを聞いているんじゃないんですよということです。

【部会長】

今の質問は、38、39番というよりは、むしろ13番に近いのではないかと思います。

【委員】

関連したのでつい言ってしまいました。

【部会長】

いいですよ。では38、39番はとりあえずいいですか、遮熱透水性舗装については。

【委員】

はい。

【部会長】

では、まだ3時までは15分ぐらいあるので、13番に戻って、むしろ道路そのものではなく

て、都市計画あるいは交通という問題も含めての今の委員のご意見だと思うので、都市計画あるいは交通環境、交通対策の方もいらっしゃっていますが、どうなんですかね、ちょっとかなり根本的な質問なんですけれども。

【説明者】

14番のほうでお答えしてもよろしいですか。

【部会長】

13、14番共通で結構です。

【説明者】

これは「人とくらしの道づくり」ということで、落合方面とか、新宿一、二丁目で、今委員がおっしゃった生活道路の整備を行いました。全体的に申し上げますと、本当に区が管理している道路のうちの幹線道路というのは、ほんの一部だと思うんです。ほとんどが生活道路で、我々は生活道路について主に仕事をしているという気です。幹線道路というのは国や都が主に管理していますので、幹線道路は一部です。生活道路については、資料の14番の「人とくらしの道づくり」事業というのは、その地区内の生活者が優先的に歩ける道路について、車とどう共存していくか。ポラードという車どめを両サイドにつけて、車の通行を少し狭めて、車の規制をしたり、スピードを緩めさせたり、そういう工夫の中でやっている事業で、これについても今計画的にやっています。

【部会長】

これから「人とくらしの道づくり」ゾーンというのを、どの地区で実施されるんですか。

【説明者】

これから今年度に地区を選定、今3カ年ずつ、西落合地区にいて新宿一、二丁目地区が終わりましたので、次の地区の選定にかかっておりまして、まだ地元の会長さんと話している途中でございます、ここで地区名は申し上げられないところなんですけれども、また次のエリアとして考えております。

一つちょっとこれで気になることがあります。我々は一生懸命これを進めて、車を本当にシャットアウトして生活道路にしたいんです。ただ、実際にやって運用してみると、賛成の意見ももちろんありますが、反対意見があることも事実です。やはり車が通りづらいと、何であんなことを勝手にするんだと。実際、事前にワークショップ等で地元の意見も十分聞きながら進めているんですけれども、案外反対意見が多いのにはびっくりしています。ただ、我々がやはりこれからいろいろと歩行者優先のまちづくりを進めなければいけないということで、この事業については今後も継続していきたいと考えております。

【委員】

ちょっとラジカルな言い方になるかと思って恐縮なんですけれども、道路の話が問題になると、その地域住民の意見を尊重している。何か道路はもちろんその地元の方々が清掃もしたり、実際に生活にも使うという意味では地元の意見というのはもちろん必要なんですけれども、道路は日本じゅう全部つながっていて、だれが通ったってよくて、あなたの道路じゃないんですよということを、私は別なまちづくり活動の中で常に感じるんですね。何か道路が広

がれば、自分の荷物をそこに置いたりというようなこと、今はそんなことを言っているとは思いませんけれども、初めのころは、拡幅する説得に、広がったらそこは置き場所にできるんだからいいんですよ、みたいなことも言ったという話も回り回って聞いたりします。今はそんなことはないと思いますよ。でも、せっかくの道路が自分の道路みたいな、自分の所有の一部みたいな形で議論される部分というのは、現実には何か交渉の難しさの中にあるんじゃないかと思うんですけども、それを勘違いというか、我がままというか、そういうのは、道路の問題だけじゃなくて、ありとあらゆる部分でありますよね。だから、そういうことに躊躇していたのではきりがいいみたいなことも一方ではあるんじゃないのかな。だから、やはりそういう点は、勇気を持って進めていっていただきたいと思います。

新宿は特に生活道路の延長といえば、延長ですけれども、ともかく日本一の雑踏のまちでしょう。だから、生活道路と言っていたって、そういう人たちだって、どれくらい来るかわからない。歩行者については、ほかの自治体よりももっと手厚く配慮があってしかるべきじゃないかなという、私のかねてからの主張なんですよね。そういう視点で見たときに、ここに挙げたあるものの一つ一つは、作文は本当に立派なことがいっぱい書いてあるけれども、どこまでそれが実行されているか。予算全体で見ると、やはりこういうところの話というのはマイナーで、やはり新しい道をつくるとか、それは区道じゃない道路は、区の事業とは離れているかもしれないけれども、今また環状4号線をやっているとか、新宿区内では本当に道路は新たにあちこちでつくられているのを見て、よその自治体と新宿区も同じだ、日本じゅうが道路だという感じがします。だけど、やはり新宿区は毅然と生活者の道路にもっと力を入れてほしいなと思います。

【部会長】

3時休憩の前の最後の質問ですが、「人にやさしい道づくり」のゾーンを面的に定めてやるというのは、もう随分前から国土交通省が言ってきましたよね。私が知る限り、あまり新宿区は、ないような印象があるんです。一般的に言うと、学校を中心としたり、学校や公園を中心として、高齢者や子どもたちが集まる施設の周辺及び住宅地のゾーンを循環線みたいな閉じたあるゾーンの中を静かなクワイエットゾーンのような形でやろうとって、いくつか日本のまちもやってきましたよね。そういう地区を地元から手を挙げてもらって、何か指定して、そこで校長先生や地元の町会と話してやっていく。そういうのはむしろ都市計画の一つの進み方とも思うし、交通計画の問題でもある。そういう事業というのはあまり進んでいないんですか。それともやっているんですか。

【説明者】

実際、昨年度で終了いたしました新宿一、二丁目地区も、地元の方もそうですけれども、PTAの方も相当参加していただきまして、いろいろな方のご意見の中でどの路線をどういうふうにやっていこうかというふうな形でまとめまして、事業として結構、面でやりますと3カ年ぐらいかかるんですよ。それはですから、17年度から3カ年をかけてやっています。

【部会長】

それで、1カ所やったんですか。

【説明者】

新宿一、二丁目のこのエリアをやりました。その前は西落合の地区をやりました。順繰りにやっています。

【部会長】

3年に1カ所ぐらいの割合でやっているわけですか。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

それは選択の基準はどういうことなんですか。学校があるとか、あるいはどういう要件なんですか。

【説明者】

国土交通省の基準はたしかA、B、C、Dがあって、今、部会長がおっしゃったのが学校のA基準だったと思うんですけども、そのA、B、C、Dのいくつかの基準、その街区で囲まれていて、その中で幹線道路があって、中の生活道路をどうしようかというようなところで選択しております。ですから、次のエリアについても、そういうもろもろの要件の中から今打診をしまして、要はやはりこれは地元が乗ってきてくれないと、いくら行政だけで旗を振っても動ける事業ではございませんので、地元の意向を今確認中というところでございます。

【部会長】

一般的には地元から手を挙げるというのは多いんじゃないんですか。そんなことはないんですか。

【説明者】

西落合の地区も、新宿一、二丁目も、パンフレット等をつくって、皆さんにお見せしていて、次はうちをやってくれというようなご意見が来てくれることを我々も希望しているんですが、なかなかやはり地元から手を挙げてというのはないですね。

【部会長】

PRはちゃんとしているんですか。

【委員】

何が原因だと思われませんか。おっしゃるように、私のところだと言ってしかるべきかなというのが、どこからも声が上がらないというのは、なぜ、原因は何だと思いませんか。

【説明者】

今、ちょっと部会長がおっしゃられたPR不足というのも若干あるのかもしれませんが、あと実際、やはりさっき私が申し上げた賛否両論あるみたいなんです。やはり町の中でも、町会と商店会組織があると、商店会の方はやはり荷さばきや何かがあってやってほしくないという意見が結構あります。

【部会長】

世界中みんなそうなんです。何も新宿だけの問題ではない。ただ、ヨーロッパで進んだ理由は、やはり交通事故ですよ。子どもの交通事故が増えた。今、日本では高齢者の事故が増

えているという状況がある。ここはできるか、できないかじゃなくて、やはり危険度が一番高い、あるいはそういう事故が一番多く発生するところは、仮に手が拳がらなくても、拳がっても、区が率先して事故を減らすためにどうしたらいいかというふうに取りかかるべきだと私は思います。もちろん警察との協力とか、交通機能・規制を変えなきゃいけないということもあるので、その辺はもう少しPRを含めて積極的にやっていただけたらいいかと思います。

【説明者】

先ほどの基準の中で、今部会長がおっしゃった警視庁からの情報、交通事故の発生率、そういう選定の基準もあるので、そこも含めて私どもは警視庁とも協議しながらエリアを検討しております。

【部会長】

そういうゾーン、いろいろな地域でいろいろな呼び方をしているんだけど、新宿区ではそういうゾーンを何と呼んでいますか。

【説明者】

新宿区では、コミュニティ・ゾーンと呼んでいます。

【委員】

西落合は何丁目と何丁目ですか。

【説明者】

三丁目、四丁目です。

【部会長】

では、13、14番についてもよろしいですか。また何かあったら後半にしたいと思います。

では、予定の3時になりましたので、10分ほど休憩を挟んで、後半は15番からまた進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

(休 憩)

【部会長】

では、15番からいきたいと思います。

自転車道のネットワーク整備をどう考えているかということで、環状6号線や神田川沿いの自転車歩行者道を有機的に検討していますという回答ですが、ご質問をどうぞ。

【委員】

確かにいわゆる山手通りですか、今度つくる道は歩道が広くとってあって、自転車レーンも用意しているという話は承知しております。私たち生活者の立場で、例えばそこに行って、そこから安心した道を通れるのはいいんですけども、そこへ行くまでの道とか、そういったネットワークをやはり今の段階ですべての道を整備してなんていうことは物理的にあり得ない話でしょうけれども、今の道の中で自転車が安心して通れる道というものを、もうちょっとそういう視点で見て、最低限度必要な整備をまずするなり、あるいは交通の規制をするなりというようなことが、もっとそういう考えがあってもいいんじゃないのかなと私は思うんですね。

インターネットなんかでサイクルだとか、そういう関係の画面を見ると、新宿区に比べてかなり意欲的に取り組んでいる23区の自治体はいくらでもある。だから、新宿区は必ずしもこういう問題について真剣に、熱心に取り組んでいるとは言えないのではないかなという感想を持っていますけれども、これはいかがですか。

【部会長】

15、16番は一緒に考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。新設の自転車道をつくるという話ではなくて、既にある道路の中の再構成というか、車道をちょっと狭めたり、歩道をちょっと自転車に提供したりという形じゃないと、もう自転車のネットワークというのはできないわけですから、15、16は一緒に構いませんので、自動車中心から少し自転車、歩行者中心への施策の転換ということについてお願いします。

【説明者】

交通対策課長です。

自転車道のネットワークにつきましては、お答えにありますとおり、環状6号線並びに神田川の自転車歩行者道など既に整備しつつある、また整備が済んだ部分がございます。それに加えて、新宿区として昨年度策定いたしました「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づきまして、現在ネットワークを検討中です。

それから、15と16はすなわち同じ問題だとはちょっととらえられなかったんですけども、新宿駅周辺のバスでは、今年度中に運行を考えていますけれども、その際には西口の地下駐車場と東口の事業所、商店街との連結を考えていきます。先ほど新宿区はほかの区に比べて遅れているというふうなご指摘を受けましたが、担当としては決してそういうことはないと考えています。

【部会長】

この「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」というのをちょっと見ていないのですが、自転車道のネットワークという考え方は、新設だけではできないですね。新たにどこか自転車道をつくりますという道路整備より、今ある公共空間、道路空間を自転車が安全に通ることを可能にする考え方というか、そういうことなしには絶対ネットワークというのはできないですね。

【説明者】

基本的には既存の路線の中で可能な部分を結んでいく、そういう考え方に立ってネットワークを構築しようと考えています。

【部会長】

ただ、ネットワークの計画で何キロというのは新宿区にはあるんですか。

【説明者】

申し訳ありません。現在策定中ですので、詳細について申し上げることはできません。

【部会長】

ネットワークという考え方はあるけれども、まだ計画はない。

【説明者】

公式な計画はございません。それを現在検討中です。

【部会長】

またほかの町の話をしてもしようがないのだけれども、ヨーロッパでは、かつて新設の自転車道路をつくるという時代もあったのですが、もうそれではネットワークができない、あるいはそれだけにお金をかけるわけにはいかない。むしろ既存の道路の幅員のままで、自動車の車道を少し狭めてでも、自転車が通りやすいようにつくる。自動車から自転車へ、自動車から歩行者へと変えていかなきゃいけないという考え方になっている。まだ、日本では、一部仙台あたりではちょっと進んでいるんですけども、そこまでいかない。新宿区はその考え方は持っているんですか。

【説明者】

新宿区の総合計画は、今まで自転車の利用というのは「抑制」という考え方をしてきましたけれども、自転車の特性である環境側面が優しいですとか、それから年齢的にいえばだれでも利用できるとか、そういった時代性を考えて、「抑制」から「適正な利用の推進」という形でこの考え方を大幅に変えたということです。

【委員】

今お話に出た総合計画は、主として自転車の置き場の問題から出発していますよね。そのときに置き場の問題もさることながら、安全に走れてこそその置き場ですよというようなことから、この計画の中に安全に乗れるという部分、つまり自転車の専用レーンであったり、自転車が安心して乗れる道だったりということが、この中に言葉として入り込んできた。その程度だったんですね。その当時、新設のところは一部安全な道はあるけれども、そこにつながる今の既存の道のネットワークがちゃんと、ちょっと遠回りでもこっち、こういうふうに通れば大丈夫ですよみたいな、こういうものをつくっていくべきではないかというようになりましてけれども。この辺が、今、交通対策課長がこれからそういう計画づくりをするというのであれば、それはそれで期待したいところなんですけれども。

【部会長】

ちょっと16番にも関連するんですが、例えば環境対策課として自動車のCO₂の問題もかなり大きいですよ。そういう問題に対して、何か課としてやっていらっしゃることはあるんですか。

【説明者】

環境対策課長です。

特に私どもでやっているということはないんですけども、以前、私どもは「省エネルギー環境指針」というのをつくりました。新宿区の特性などを調べたときに、新宿区民の自動車保有台数はたしか6万2,000台ぐらいだったんですね。全国ですと1.6台、それが新宿では0.4台ということで、保有台数は非常に少ない。しかしながら、幹線道路が非常に多くて、そこを通過する交通量は非常に多いということなんですけれども、区民の車というよりは、区外の方々、あるいは事業活動に伴う車の走行が非常に多いのだろうと想定しています。そういうところになると、では私どもはどの程度区内のそういうところに普及啓発ができるのか、ちょっ

となかなか難しい問題があるということは事実です。

【部会長】

あまりないと。

【説明者】

ないです。

【委員】

16番のことに関連してなんですけれども、パーク・アンド・バスライド方式ということで、これは非常にいい施策になっていくのかなと思ったりしているんですよね。その中で、今年度末にバスの運行事業を予定しているようなんですけれども、この運行事業で、一体、自動車の通行量をどの程度抑制できるとお考えなのか。もしわかったらお聞かせいただければと思うんですけれども。

【説明者】

交通対策課長です。

大変申し訳ございません。新宿駅周辺循環型バスというのは、当初のコンセプトは新宿駅周辺のにぎわいをさらに豊かにするために考え出された事業です。パーク・アンド・バスライドというのは、ある意味、大きな柱の横にある小さな柱の一本です。それで、お答えとしては、どの程度の減少ができるかということについて、今具体的な数字は持ち合わせておりません。ただ、東京都環境局とこの問題につきまして、一緒に事業を進めていこうということがございまして、東京都の環境局、それから私も新宿区との間でこのバスを使ってうまく東口への自家用車の乗り入れ台数を減らしていければいいなというふうに思っています。

【委員】

そうすると、新宿副都心というか、町中に車で来るのではなくて、電車等を使用して、例えば西口まで来てもらった方を東口の商店街の方にもご案内をすると、誘導していくと、そういうことになっていくんですか。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【委員】

そういう意味では、自動車の交通量を抑制するという効果がそれは期待できるので、こうした事業を契機としてさらに今後進めていっていただきたいと思っていますけれどもね。

【部会長】

水をさすようですが、これはさっきにぎわい対策だと課長がおっしゃっていましたね。それで自動車の抑制に本当にこれが役に立つことですか。これを検証できますか。

【説明者】

同時並行的にその対策を考えていかなきゃいけないということだと思えます。にぎわい性ということになれば、既存の道路空間に自動車の流入があるということになれば、簡単に歩けないと。歩けないということは、ショッピングにしても、ショーウインドウのそういう形で見えていくということでは、やはり交通阻害がどうしても出てきますので、やはり安心して歩け

ないということにつながってきます。そのためには、周辺の大型の駐車場か何かの中で、車を排斥した中で歩けるにぎわい性のある空間を求めていこうというような考え方なんです。

【委員】

これはトランジットモールですか。

【説明者】

トランジットモールという一つの考え方もありますね。西口にしても、東口にしても、中に回遊するというか、お客さんが例えば新宿中央公園から御苑前、このにぎわい空間を創出していこうと。それで、真ん中にある新宿駅は今鉄道施設で分断されていますが、将来的には東西自由通路というのが28年度にはできる、つながっていくわけです。その過程の中ではにぎわい空間を創出していこうと。そういう形の中では、一応交通量についても、CO₂についても、大型車が排斥されていきます。あと物流と人流の関係がありますけれども、物流もすべて、荷さばきの関係もありますから、それを排斥するということはできませんけれども、時間を限った中で、小型車を折り込んだ中でやっていく。人の動きについては、循環バスを利用した中で観光の面とか、いろいろな面で新宿を歩いていただきます。

【部会長】

新宿通りのモール化を前提にしての実験なんですか。実験じゃなくて、本格実施なんですか。

【説明者】

今動きがあるのは新宿全体ですけれども、西口周辺全体、駅周辺ですけれども、その中でも特に新宿通りのモール化ということの中で施策を進めていこうと考えています。

このバス事業自体は本格実施です。

【部会長】

これは無料バスですか。

【説明者】

料金は100円と予定しています。

【部会長】

いや、だから、自動車の抑制をどう考えているかに対する質問の回答としては、この循環バスを導入するに当たって、自動車の抑制も可能になるような諸事業を考えているということなんですよ。

【説明者】

基本的には、先ほど申し上げたように、駐車場と商業施設とをうまく連携させるような仕組みづくり、具体的にいえば、駐車場の割引ですとか、駐車場を利用された方に対して何らかのおまけをつけるですとか、逆にバスの料金を下げますとか、そういった仕組みづくりを検討中です。

【委員】

パークというと、駐車だからやはり自動車で駅周辺まで来て、そこからバスに乗っているなどところに行くと、こういう発想なのですか。

【説明者】

新宿の西口の高層ビル街の地下には大量の駐車場があります。あの駐車場というのは、実は空き率が非常に高い。あそこで車をとめていただければ、そこから東口まで、新宿三丁目まで、駅でいえば副都心線の新宿三丁目の駅ぐらいまで車を使わずに行き来ができる、そういうことを目標の一つとして掲げています。

【委員】

空車率というのはどれぐらいなんですか。

【説明者】

私が過去に調べたところによりますと、利用率は3割程度です。

【委員】

3割。かなりの台数分があるんですか。

【説明者】

2万台ぐらいあってそのうち3割しか使われていないわけですから、7割が空いている。1万4,000台分ぐらいは可能性があるということです。イベント時などは当然そういうふうにはならないとは思いますが。

【委員】

理想的なことをいえば、やはり車というのは西口まで来ずに、その手前で駐車していただいて。そこから、あまり副都心まで車が乗り入れないような形が望ましいんじゃないかと思えますけれどもね。

【説明者】

ちょっとこれは私がお答えするべきことなのかどうなのかよくわからないんですけども、都心まで乗り入れをしないということになれば、やはりバスではなくて、鉄道になってしまうと思うんです。そのためにもやはり鉄道というのは必須になってくるということを考えて、そこまで話を広げて、新宿区から外側まで話を広げていくということになれば、今委員がおっしゃったようなかなり大きな地区でのパーク・アンド・ライドという、パーク・アンド・バスライドとは限らずに、パーク・アンド・トレインライドも含めて。パーク・アンド・ライドというものが可能ではないかというふうに考えています。

【委員】

そこら辺は新宿区のエリアにとどまらない話になっていくので。

【説明者】

基本的には広域行政ですから東京都に働きかけをするなり、八都県市に働きかけをするなりということになるかと思います。ここはもちろん私の個人的な考え方です。

【委員】

課長のお話は私たちには願わしい考え方だと思っているんですよ。それで、新宿はそれこそ日本一電車の密度が高くて、駅もたくさんある場所ですから、いわゆる電車利用ということがもっと新宿区の行政で声を大きく主張されてしかるべきだと思うんです。ただ、パーク・アンド・ライドと、新宿まで車に乗ってきて、新宿の西口にある駐車場が空いているからそこを使いなさいと、もちろんそういうのもあってもいいわけだけれども、もっと言えば、新宿へ来

るのは電車で来なさいと。電車に乗るところにパークしなさいというようなことが、新宿区としての主張としてあっていいような気がするんですね。だから、新宿区の広い意味でのそういう道路行政を、新宿区の特性を生かした主張を、もっと新宿区は掲げていいんじゃないかと思うんですね。「個人的な意見ですが」ではなくて、「新宿区はこう考えています」というようなことを新宿区の意見としてもっと主張していただいたらいいんじゃないかなと、私はそう思いますね。

【説明者】

都心部への乗り入れについては、幹線道路が物流のネットワークという考え方をとっていますので、どうしてもその地域に入ってこなきゃいけない物流の搬入がありますので、それについては大型車量が頻繁に入ってくることをなるべく阻止する。なおかつ1カ所に何台も、違う会社の車もいっぱい配送される。そういうのを積みかえて、なるべく1台の車でそこに配送してもらう。だから、時間の制約と量の制約ということも考えた中で、一つの自動車の流入のことについても何とか制限をしていく。それによって、道路空間もあいてくるということもありますので、そういう意味でにぎわい性を考えていこうということを検討しています。

またそれと、買い物をした後ですね、荷物がございますよね。荷物もやはり家に持ち帰らなきゃいけない。宅配便で送ればいいわけですけども、その荷物もどこまで自分で持っていくかということもあるわけで、デパートの車はどこかの駐車場まで配送するというようなやり方をしているところもありますけれども、できれば、今委員がおっしゃったとおり、自分の車を置いた起点のところまで物が、電車でも、バスでも行っていただければ一番利便性があるわけです。ネットワークといったら駅ばかりできて全然進まないというのがありますので、その辺の買い物のことも含めた中でバスの運行計画とか何とかを当然決めていかなければいけないし、なおかつ都心の中に入れなくてはいけないというか、入れないようにするために、今超高層の駐車場があいているということになったんです。その辺のネットワークも、人流と物流という形のネットワークもこれから検討していかなければいけないと考えています。

【委員】

この循環バスの燃料は何を考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

まだ具体的にバスの種類というのは、普通のバスの種類しか考えていないんですけども、基本的には環境により負荷の少ない燃料を使った車両を導入することを事業者選定、プロポーザルの時点で、一つの基準として折り込んで、その上で選んであります。

【部会長】

今の自動車の抑制をどう考えていくか、区の計画事業として上がっているわけではないんですが、委員から質問が出た。これに関しては、回答としては、新宿駅周辺のお話だったと思いますが、僕はやはり住宅地においてはどうするのか、あるいは業務地についてどうするのか、商業地においてどうするのか。みんな対策がそれぞれ違うので、やはりこういうのも一つの柱として、自転車道のネットワークも含めて、もうちょっと交通とCO₂の対策、環境対策とネットワークさせないと、CO₂対策の中で交通というのは僕は最大だと思っているぐらいなの

で、もうちょっと取り組みをしてほしいなという印象を持ちました。

では、時間の関係もありますので、次にいきたいと思います。17番も近い質問ですが、これについて。

【委員】

これは、つまり遊歩道は、昔から見れば随分整備されたなというふうに考えますが、依然として途切れてしまっている箇所が何カ所かありますよね。だから、ああいう対策はどうなっているんですかということです。つまりもうあそこには道はできないのか、それともこういう施策をやっているから、場合によっては100年後には、100年というのは大げさかもしれないが、50年後には道ができるかもしれませんということが言えるのかどうか、その辺を伺いたい。

【説明者】

道路課長です。

神田川、妙正寺川も含めてなんです、川沿いの遊歩道につきましては、河川改修、実際の護岸、新宿区では豪雨なんかがありますが、これらの断面積を増やすと、要は水源対策ですね、護岸をやりかえます。そのときに、当然裏側まで場所がないと、今の場所にそのままやりかえるというわけにもいきませんので、その際に3メートルもしくは2メートルの用地買収を東京都がやっています。東京都で河川改修をやっています、その際に用地買収をします。その部分を河川改修が終わった後に管理通路ということで残します。そこを区が表面をお借りしまして、カラー舗装で歩きやすい遊歩道にするという順序でございます。ですから、東京都が河川改修を終えた所は、今順次やっております、もうすぐ開通するというような所では、淀橋の状況がございます。これは北新宿でございますけれども、終わった所から順次やって、最終的にはもうずっと歩いて新宿区の外周部を回れるような形で仕上げたいと考えております。

【委員】

高田馬場の駅の近くは、上流から途中まで行って、あとは通れませんよね。もう神田川の護岸整備という意味では、ああいう所は終わっているのかなと思うんですけれども、ああいう所も将来なるんですか。

【説明者】

今、ちょうど西武線のかげかえが終わるところです。鉄道のかげかえが一番大変なんです。その次がJRのかげかえ。そこが順繰りに終わっていけば、護岸を整備し、遊歩道も整備してつなげていきます。

【委員】

可能性はあると。

【説明者】

可能性というか、もう都市計画で河川の計画に入っていますので、そこはもう、要は建物が2階建てまでしか建ちませんし、そういう中で順次整備していくという形です。

【委員】

事情はわかりました。

【部会長】

いいですか。今のはわかりやすかった。

どんどん時間がなくなってくるので、次にいきましょうか。19番、みどりの保全の話ですね。

【委員】

開発とか、相続でみどりが失われていきますけれども、そういうものを条例で何とか保護できないかという質問ですけれども、今何か規制があるんでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

規制があるということではないですね。規制する手法はあるんです。今現在も、都市計画で定めて、例えば特別緑地保全地区、これは都市緑地法の規定などがありまして、それを都市計画で定めれば、あとは条例で樹木を保護する。また、地区計画という制度もありまして、それでその地区計画に基づいて条例で規制するという方法が、制度としてはございます。ただ、やはりいずれにしても、都市計画で定めるにしても、やはり土地を持っている方、木が植わっている土地をお持ちの方ですけれども、その方の財産としての土地の意味合いもございまして、やはりそういう権利者の意向を全く無視して一方的に条例で規制するというのは、現状では非常に難しい。こういう制度を活用するにしても、やはり権利者のある程度の同意が要る。また、周辺の皆様方が同意する。そういった形を踏んで、今言いましたような都市計画の手法をとっていけば、方法としてはできるような仕組みにはなっております。ただ、今冒頭に申し上げましたように、やはり財産としての土地の問題をどうするのかということがありますので、なかなか短期間にこれを行政のほうで規制をかけてしまうというのは非常に難しい状況にあります。私たちはみどりを守る立場からしても、非常に悩ましいといえますが、何とかしたいという思いで取り組みをしているところです。

【委員】

なかなか財産権との兼ね合いがあって難しい問題だと思うんですよ、これはね。そうは言っても、今後みどりが少なくなっていくというのは考えものですので、やはり基本的にはこういう権利者の同意とか、地域の合意が必要にはなるんですけれども、それに向けての地域でのそういう機運が醸成されるような、そういう働きかけというか、そういうことがやはり欠かせないと思うんです。そういう意味で、それぞれの地域にある自治団体ですね、自治会とか、町会とか、あるいはほかにもいろいろな関係団体があるのかもしれませんが、その辺に働きかけて、協力もいただく中で、そういう機運を醸成していくというようなことも必要なのではないのかなと思います。

これに関連して申し上げますと、保護樹木の制度とかありますね、生け垣も。それも同じことだと思いますので、あわせて複眼的にそういう地域のいろいろな自治組織に対して働きかけて、その結果によって地域の住民の方もそれに呼応していくような、そういう形をとっていく必要があるのではないかと思いますけれども、そういうご努力はされているのでしょうか。

【説明者】

今、都市計画の状況ということで申し上げましたけれども、私たちみどりを守るサイドと

してもいろいろな働きかけをしてございます。それと同時に、まちづくりの担当のセクションが、今新宿区内、いろいろな地区で地区計画をつくりましょうということで、地域に入っております。とりわけ落合は、みどりの多い地区なんですけれども、皆さん総論としては、貴重な財産の緑を守ろうという意見はかなりの方からいただいておりますので、今そういう方向でお話し合いを続けられているところと聞いています。けれども、やはりいざ具体的な話になるといろいろな話が出てまいりますので、まだまだ少し時間はかかります。そういった部分では、落合に限らず働きかけはしてございます。我々がいろいろなまちへ出てそういうお話し合いをさせていただく際にも、ぜひ地区計画という制度を、こういったものを活用してくださいということで、ぜひ一緒に考えませんかというような投げかけは常々させていただいておりますし、今後とも引き続きやりたいなと思っております。

【委員】

そうですね。

【説明者】

生け垣の助成についても、これはかつて私どもが助成制度を開始したときは、どなたでもよいといえますか、どういう要件でも助成していたんです。それが平成13年度に、私どもに緑化計画書制度というのがありまして、一定程度のものを建築する際に緑化の義務づけをしております。義務づけをした人にまで助成をするのはおかしいだろうということで、それを除外しました。その結果、緑化計画書制度により指導するのというのは、250㎡以上の敷地の建築になりますので、緑化計画書制度の対象外となる、250㎡以下の敷地の建築物になってしまいます。そういった部分で、絶対数が少なくなったというのが、まず数が減った理由でございます。

それと、生け垣を設置されている方の話を聞きますと、「生け垣をつくると中からは外をよく見えるんですよ、外からは実は逆に見えなくて、非常に防犯上いいんですよ」というふうにお話はいただいているんです。けれども、私どもが生け垣のお話をしますと、「いや、やはり物騒だからブロック塀にしたいよ」と、そういうような方が現実にはかなり多くて、なかなか進んでいないというのが正直なところです。

【部会長】

今既に生け垣の話とか、保護樹木の話が出たので、23、24、25、26番も一緒に議論していきたいと思えます。いかがでしょうか。

これは26番が一番近い質問なんですけれども、「NPOやボランティア団体の検討していきます」というふうには書いてあるんですが、私がちょっとかかわっている世田谷の財団のトラストは、なかなかよくやっているんじゃないかなと思うんですね。小さな本当にちょっとした庭で、でも高齢でもう維持ができなくなっているところに、1年に1回とか、2回とか公開していただけたら、その維持管理を全部やってくれるとか、余り大きな樹林地の保護というより、本当に小さい単位でいろいろな手厚いことをやっているのは、区というより、ああいうNPOでも、財団でも何でもいいんですが、もうちょっと違った団体が市民に近いところでやっていく。トラストには何百人というボランティアの人たちが研修を受けてやっているという。もう少しみどりの保全、保護樹木、緑化みたいなことに対して、市民団体とか、NPOの人とか、

仲間を増やして、応援団を増やして、そういう姿勢がやはり問われるんじゃないかと思うんですね。いかがですか。

【説明者】

みどりの推進審議会などでいろいろな議論をいただいております、みどりをずっと保全していくということは、その持ち主の方にとってはやはり相当な負担が生じているというのは間違いないと思います。例えば落ち葉一つをとっても、「道路にわっと落ちて、ご近所の迷惑を考えなければいけないから掃除をするんだけど、高齢になってそれも大変で、1日に2回も3回も掃かなきゃいけない、もう切っちゃおうかと思っているんですよ」という方も正直いらっしゃいます。そういった話をされたときに、例えば審議会の中では、「地域の人たちに、例えば落ち葉の掃除をやってもらう人を募ったらどうだ」とか、そういう意見はいただいております。我々としても地域の中にそういういろいろな、どういう形でも構わないんですけども、そういう応援をしていただける方が増えていくというのは非常にありがたいですし、ぜひそうしていきたいという思いがございます。ただ、一方では、先ほど世田谷のそういうNPOの話も、インターネット等で調べるとかなりいろいろなことをやっているのかなというのは見ておりますけれども、まだ残念ながら新宿にそういった団体があるかどうかというのは、把握しておりません。世田谷とか、そういう他区の例は、NPOの立ち上げの段階から何か協力をしたのか、逆に自然発生的にできたものを取り込んでいったのかというのは、ちょっとわからない面があるんですけども、どういうふうに育てていくのか、その手法についてやはり研究していきたいと思っています。

【部会長】

やはり小さな助成金の積み重ねみたいなものとか、そういうものが随分ありましたよね。保護樹木について何か。

【委員】

20番なんですけれども、なかなか増えていないというお話ですけれども、努力はしていただいているようなんですけれども、どういう働きかけをされているんでしょうか。

【説明者】

私ども、現場の人間も含めて、いろいろなところで地域に出ていっております。いろいろな相談業務も含めて表に出て行くわけですけれども、そうした中で、地域のシンボルとなるような立派な木というのはやはり見かけです。そういった場合、これは飛び込みみたいになるわけですけれども、そういうふうにお話に入るケースもございます。

ただ、保護樹木制度は、詳しく言ってしまうと、全く木が切れないというわけではなくて、解除という方法があります。けれども、やはり後々何かそういう制限がかかるということに対する抵抗感がありになるケースが多分それなりに多くなるうと思われまして、なかなかわかりましたというふうには話が持っていけない。ただ、個人のお宅でも難しい部分もございますので、私どもが例えば私立の学校で持っているところも当たっております、このところなかなかずっと保護樹木については減少傾向になったんですけれども、昨年かなり頑張りました、営業努力が実ってかなり増やすこともできたということで、引き続き個別に当たってそ

の辺はお願いしていきたいなと思っております。逆に保護樹木にせっかく指定しても、相続や何かが生じて、やはり保護樹木の指定解除ということもございますので、その解除を何とか少なくするためにもほかの手だてが何かできないか、その辺については今研究をしているところでございます。

【委員】

区民に、あるいはそういう樹木の所有者の方に積極的に働きかけをしていくというためにも、保護樹木の指定本数の目標をもう少し高目に設定していただいたほうがいいのかなというようなことがあると思うんですよ。私マンション住まいなんですけれども、最近、指定同意書を出して、指定してもらわずにしているんですよ。私どもの住んでいる所のすぐ隣にも事業所がありまして、すばらしい木があるんですよ。おっしゃるように、秋の時期は落ち葉がたくさんありまして、従業員の方がいつも朝に掃き掃除をして、大変だなといつも見ているんですけども、そういうことはあるにしても、やはりもう少し目標を高く持って取り組んでいただければ、職員の方は大変ですけども、もう少し成果が上がってくることも考えられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】

「みどりのカーテン」のことですけども、非常に人気があつて、どこの説明会場も参加者であふれている。若松地区などは1回で入り切れなくて、説明会を2回やったということなんですけれども、それぞれの参加者にゴーヤの苗が2本とそれから立派なプランターですよ、近くのお店で売っているよりははるかに立派なプランターと土と肥料とネットまでつけて大判振る舞いをなされた。どれぐらい予算がかかったか、コストはかかったかということと、それから毎年こういうようなやり方でみどりを増やすというのはちょっと無理だと思うので、これをどういう形で今後の緑化につなげていくのかということをお伺ひします。

【説明者】

環境対策課長です。

まずは、「みどりのカーテン」につきましては、今年度、地球温暖化対策の一環、あるいはヒートアイランド対策の一環として取り組みました。今おっしゃるとおり、1,000枚のゴーヤの「みどりのカーテン」ということで、結果としては2,800株以上のゴーヤの苗をお配りして、民間の事業所も含めて、あるいはご家庭だとか、区の公共施設にそういうものをつくりました。

経費的には、環境学習情報センターに委託しての事業になっておりますので、全体ではまだ細かい数字は出てございませんけれども、予算的には800万程度を予算化して配っております。

私どもとしては、結果としては非常に皆様方、区民の方々に協力していただいて、町の中でもそうやって自分の家に設置をしていただいたので、今後もリピーターとして取り組んでいただきたいという思いがございます。新たにまたさらに1,000枚というのはなかなか難しいと思ひますので、配布数は少しずつでありますけれども、増やしていきながら、そして今年度取り組んだ方々にも再度来年度も取り組んでいただくような、そういう取り組みの発展性といい

ますか、推進はしていきたいと思っております。

【委員】

来年度はまた1,000枚近く配るのですか。

【説明者】

苗だけだと大したことはございませんので、100ぐらいずつプランターの数は増やしていつて、そして、今年は2,800株ぐらいの株数を配りましたので、それ以上の株数はお配りして、町の中で育てていただきたいという思いはございます。

【部会長】

今、28番に近い視点までいきましたけれども、それまでの「みどりの保全」のほうはもうよろしいですか。20番にはあまり触れていないんですが。

【委員】

保護樹木の指定の問題とちょっと必ずしもこのテーマとは外れるかもしれませんが、保護樹木と言っているのは、基本的に民有の立派な樹木という位置づけでしょう。だから、例えば国立国際医療センターにもものすごく大きい、あれはシイノキなのかわかりませんが、恐らく新宿でも一、二の大木がありますけれどね。ああいうのは、独立行政法人の所管だから、多分保護樹木とか、そういう対象にはあるいはなっていないのかもしれない。あるいは同じように、海城高校の入り口のところに、これまた立派な木があって、やはり記念樹のようにしている。ああいうのを見ると、ああいうのはまさに新宿区の財産だという感じがしますよ。だから、相手がそういった国の機関だったり何だったりすると、そういう保護樹木に、保護してくださいね、助成しますという仕組みの対象にはなり得ないということになるのかもしれないんですが、もうちょっと視点を変えて、新宿区にとって財産と言えるような立派な木じゃないですかと、これをやはり新宿区として保護していくという考え方で、対応措置がとれないものですかという質問なんです。

【説明者】

みどり公園課長です。

まず先に、海城高校の例でいいますと、まさに昨年働きかけをして、保護樹木の指定をしました、そのうちの1カ所でございます。確か海城高校では14本ほど保護樹木に指定させていただいています。

【委員】

そうですね。立派な木ですよ。

【説明者】

それで、いわゆる国とか、東京都の樹木についても、制度的には保護樹木や保護樹林に指定してはいけないという制度ではございませんので、できることにはなっております。ただ、今まで、国ですとか、東京都は私どもと協議をする中でそんなに簡単に木を切ることはないという、そういう関係のもとにあえて指定していませんでした。けれども、国や東京都の持っている木についてはどうするのかというのはちょっと今後検討したいと思っております。いずれにしても、大きな立派な木というのは、先ほど言いましたように、私どもの条例上も、「みどりの文

化財」という位置づけのもとに保護樹木の指定をしてございますので、その趣旨にのっとり、やはり非常に貴重な財産なんだということを強くお話をして、できるものであれば保護樹木に指定させていただくという働きかけをしていきたいと思います。

【委員】

「みどりの文化財」なんて、なかなかいいネーミングだと思って感心しました。

【部会長】

今のお話で、景観計画の中でも樹木の指定というのはできますよね。それは、今新宿区ではやっていないのですか。

【説明者】

景観計画は策定中でございますけれども、景観重要木の指定というのがございます。それと保護樹木制度もリンクした中でやっていきたいなというふうに思っています。

【部会長】

景観計画というのはいつできるんですか。

【説明者】

今年度中です。

【部会長】

つい最近、景観行政団体になったんですね。

【委員】

一つの希望を述べさせていただきたい。まち歩きをして、そういう大木にめぐり会うと、本当に立派だなと思って、そしてこれは何という木だったのかはわかる、何年に指定したんだというのはわかる。だけど、私らがちょっと通りかかって感じるの、これは樹齢が何年ぐらいの木だろうか。だけどそこについては触れていないんですね。それはそんなことはわかりませんよと持っている人だって言うかもわかりません。だから推定でいいですよ。そういうことがまたみどりに関心を喚起することにもつながる、こんな木で100年だってよとか、あるいは400年ですよとかというようなことが、みどりをまた大事にする文化をはぐくむことにも、何らかの役に立つんじゃないかという気がする。だから、いやあ、すごい木だな、うん、800年とかね、そういうのは、もちろん推定でいいんですけども、せっかくこうやって看板に何の木ですよと出ているのだから、そういうところまでちょっと加えてくれると、みどり散歩とか、そういうものがまたそれによって活性化されていくという気がするんですけども、できませんか。

【説明者】

正直樹齢についてはなかなかはっきりわからない部分があるので、ある程度そういうものが想定できるものであれば、ある程度そういったところも含めてお知らせするというようなことで、一般区民の方にも関心を持っていただくということは大切だと思います。

【部会長】

委員もおっしゃっているように、樹齢だけでなく、それに皆さんが関心を持っていただくには、看板だけでなく工夫が必要ですね。。

【説明者】

関心を持っていただくためには有効だと思いますので、そういったことも含めて検討します。

【部会長】

横浜のある区は、NPOが樹名板を子どもたちに書かせたり、その周りに、もし民地の許可が得られれば、ちょっとベンチを置かせていただいている。木陰になるじゃない、樹木の下だと。そんなことも、NPOが中心になってやっている。行政だとなかなかうんと言ってくれないんだけど、市民団体だとやっていたりしていますから。それはいいことでしょうね。

【説明者】

その辺は今後ちょっと研究させていただきます。

【部会長】

そうですね、これから景観計画の中に位置づけられるといいですね。

さっき申し上げた20番についてご回答いただいているんですけども、これは別にいいですか、データが出ているだけですが。

【委員】

データを求めて、データをいただけたということで。

【部会長】

では、12、13ページにまたがって少し。さっき「みどりのカーテン」についてはお話があったので、どうぞ。

【委員】

地球温暖化対策、非常に重要な課題になってきていまして、ご承知のように、今年度から実行期間に入って、1990年と比べて5年間で6%削減していくというようなことになってきていますよね。そうした中で、新宿区では「省エネルギー環境指針」とか、それから13ページにまいりますと、環境関係の計画がありまして、「環境基本計画」ですね。そういったものを定めて取り組んでいくというようなことになっていきますよね。そうした中で新宿区の取り組みですけども、27番のところでも申しますと、平成22年度までに26万トンぐらいのCO₂を削減していくという計画になっているわけですよ。どういうやり方で削減していくのかということについては、その後ろのほうに書いてあるんですけども、本当にこういう対策を講じるとそういう削減目標が達成されるのかどうか、そこら辺の見通しといたしますが、その辺をまずお聞かせいただければと思うんですけども。

【説明者】

環境対策課長です。

私ども平成18年に「省エネルギー環境指針」というのをつくりました。2010年と2020年という目標で削減計画をつくりました。それに伴って、今まで普及啓発活動などをやってきましたけれども、実は23区の特別区でこのCO₂の共通算定方式を昨年度策定いたしました。それによりまして、新宿区の排出量は1990年に比べまして、2006年の数字になっておりますけれども、15.6%増えております。これはやはり想定した以上に実は増えているということでござい

ます。そういう増えている分をこの「省エネルギー環境指針」で設定をした目標に沿っていくと、ここに書いてございますように、2020年度には8万9,000トン、8万7,000トン、8万6,000トンという形でそれぞれ減らしていけないと、この目標を達成しないという話でございます。

さまざまな取り組みにつきまして、事業者の方々に対する取り組み、あるいは区民の方々に対する取り組み、そして区が率先する取り組みということで計画化をしておりますけれども、ご指摘のとおり、それが目に見えるかというのはなかなか難しいというのが一つあります。国のほうも多分今年の10月ごろにやっと2007年度の排出量の数字が出てくると予想されます。そして、それに基づいて都道府県レベルも約1年ぐらい遅れて出てくるという予想で、CO₂がどのぐらいの量であるか、増減がどうだったかというのがリアルタイムで出る方法がないのが今の状況です。

そうは言っても、今、見える形で、区民の方々がいろいろと努力をされているそのものをやはりお知らせして、このぐらい皆さんの努力によって、このぐらい減ってきそうですよというようなことをやっていきたいと思っております。環境省も1人1日1キログラムのCO₂を削減するという運動も広げておりますので、こういうものをもう少し細かくといいますか、各個人の方々が取り組んで、あるいは事業者の方々が取り組んでいって、それが積み重なっていくとどのぐらい減っていくんだよということをもう少しわかりやすくしたものを、今年度中につくって配布していきたいと思っております。

【委員】

それで、この計画でやっていきますと、国全体としては、5年後に、2012年にマイナス6%を達成するというような目標がありますけれども、それが達成できそうなんですか。国の計画があって、あとは東京都があって、それがだんだんと区市町村の計画というようなことになってくるんでしょうけれども、それが本当に達成していけそうなものなのかどうかということなんですか。

【説明者】

そうですね、私どももそれは非常に興味のある話で、国が達成できるという話をしています。私ども計画をつくっておりますけれども、これは義務化をされているものではございません。でもやはり区民の方一人一人の活動に取り組んでいかないと、国の目標を達成できないだろうというような形でこういうものを出しているわけですが、私どもは先日の洞爺湖サミットでありましたように、ポスト京都議定書というのが来年度にはまた導入されてくるんだらうということで、私どもの「省エネルギー環境指針」もその先をにらんだものをつくっていかなくちゃいけないだろうということで、今の6%に上乘せした、やはり区民の取り組みというのは、今後もう少し取り組む方向性を強化していくということが必要なのだらうと思っております。

それと、ここにはちょっと書いてございませんけれども、カーボンオフセットという形で、それはまず自ら減らすことが第一で。そして減らせないときにはカーボンオフセットの手法を使うということで、いろいろな今動きが出ておりますけれども、自治体は自治体として、私ど

もは伊那市の森林を保全して、そちらで吸収をしてもらおうということを考えてございます。

実は、今日環境省の「自治体間におけるカーボンオフセットのモデル事業」で、プレゼンテーションを行い、採択をされました。そういうものが進んでいけば、区民の税金ではありませんけれども、区民の方々の合意を得て、そして伊那の森林の間伐などをすることによって、あちらの木をどんどん太らせてCO₂を吸収してもらおうと。6%の内訳で、森林吸収というのは3.8%あるんですね。その3.8%がちょっと危ないと言われているような部分がありますから、自治体の力でそういうものを少しでも近づけていって、できれば新宿の排出量をそこでオフセットしてもらおうというようなことを今考えているところです。

【委員】

両方やはり並行して進めていかなければならないんでしょうね。だから、そういうカーボンオフセットの対策というのは、それはそれで大いに進めていっていただければいいと思うんですね。その一方で、肝心の減らすほうですね、これがどうなのかなというところで、いろいろ対策が考えられているようですけども、国の指導ですと、1人1日1キログラム削減していきましょうということですよ。そのためには何をしていたらいいのかとか、そういうところはやはりきめ細かく区民に呼びかけていかなければいけないと思うんですね。そうしたときに、やはりこれも区民と事業者、それと行政の協働だと思いますね。ともにやはりそういう目標に向かって、一つのベクトルに向かって一人一人の区民が、事業者がやはり真剣に、これはいけないなと危機感を持って取り組んでいくような、そういう体制づくりというか、そういうものはやはりつくっていかねばいけないんじゃないでしょうか。よその自治体では、例えば市民を網羅した環境対策会議みたいなものをつくって、そういう場で市民向けに協力を求めていっているようなところもありますし、やはりもう少しそういう体制を考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

【説明者】

普及ということで、昨年度、「新宿が危ない」というパンフレットなどを全世帯に折り込みをさせていただきまし、事業所向けにも商工会議所などを通じて何千カ所かに、そういう事業所における取り組みの事例などを配布させていただきました。広報などでも出させていただいております。もう少し市民運動というようなことでございまして、そういう部分が非常に大事だと思っております。私どもも今、エコライフ推進員という方々もいらっしゃいますので、そういう方々と協働して、まず自らどういうことに取り組んでいったほうが効果的なのか、そしてそういうエコライフ推進員の方々が地域で活動することによって、その輪が広がっていくというようなことも、これからは非常に力を入れていきたいと思っております。

それと、事業者に関しましては、「新宿区エコ事業者連絡会」という組織がございますので、そういうところで取り組んでいる事業の例などを他の事業者の方にもPRをしていくという取り組みもしていきたいと思っておりますし、ここにも書かせていただきましたけれども、それぞれの取り組んでいらっしゃるご家庭だとか、事業者を表彰する、そしてそれをPRしていくというような制度も昨年度から設けさせていただきました。そういうことによって、取り

組み結果がほかのところに波及するような、そういうようなこともぜひ取り組んでいきたいと思っておりますし、区民の方々に再度、細かい日々の積み重ねをやっていったときに、1日1人1キログラム減ということが達成できるんだというようなことをPRするためのパンフレットなどもこれからつくって配布をしていきたいと思っております。

【委員】

いろいろ対策もお考えになっているんですけども、さらにもう一つお考えできないかということが一つあるんです。こういったことに取り組むと何かメリットがある、インセンティブが与えられるような仕組みというものがとれないだろうか。例えばエコポイントとか、例えば省エネ家電に切りかえるときに助成が出るとか、そういう動機づけのための仕組みもあわせて導入すると、もう少し普及のほうも、あるいは区民の協力も得やすいのではないかと思うわけですが、どうですか。

【説明者】

助成ということは少し難しいかもしれませんが、今区民の方々が取り組むとか、あるいは次代を担う子どもたちが考えながら取り組んでいって、それが次の普及につながっていくということは非常に重要だと思っております。

そういう中で、私どもが今検討させていただいているのは、今おっしゃるとおりの部分で、エコポイントをどういう機関が認めるかとか、どういうところでそういうものが有効にできるかというのは、まだいろいろ論議の最中です。けれども、子どもたちが例えば町の中の清掃活動でもいいですし、いろいろな省エネの活動でもいいですし、そういうことをやったときに、何らかの形でポイントがたまっていく。そのポイントがほめられていくような部分だとか、あるいはプラスで苗木をその方たちに差し上げて、例えば新宿区内でもいいですし、あるいは新宿というのは地方の水源だとか、酸素の恩恵を非常に受けているというところがありますので、そういう例えば利根川流域の山村部に植林をして、そういうものをつなげていく。

環境活動がさらなる環境活動につながっていくというようなシステムを今構築しようと思っ、検討させていただいているところでございます。

【部会長】

いろいろたくさん検討がありました。

12、13ページについて、ほかにありますか。

【委員】

これから家を建てようというような方が、今地球の温暖化が問題になっているから、何かエコ対策をしたいと思うんだけど、予算もあるし、どういうやり方があるのかなんていう相談を受けることがあるんですけども、区が例えば屋上緑化とか、それから太陽光を利用した、それに対する助成制度ですね、これからですか、もう始めていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。

みどり公園課で、屋上緑化と壁面緑化について、今年度から助成制度を始めました。

【委員】

太陽光についてはこれからということですか。

【説明者】

太陽光につきましては、東京都が平成21年からやる予定です。

【委員】

国や都がこれからするということなんですね。そういうことを皆さんご存じないんです。ですから、例えば、区報でももちろん知らせることは必要ですけども、工務店だとか、それから設計事務所だとか、建築業者だとか、そういうところ向けのホームページか何かに、こういうことについてはどこからどういう助成がありますというようなことを知らせていただくと、比較的利用しやすいんじゃないかと思うんですけども。

【説明者】

環境対策課長です。

東京都が「10年後の東京」プロジェクトの中で、平成21年、22年にかけて太陽光と太陽熱を利用した、そういう設備を設置したときに助成をしようということで考えております。特に太陽光発電につきましては、今の市場価格の3割ぐらい安く導入するような制度を考えておまして、まだ具体的には決まっていません。決まりましたら、今ご指摘のとおり、あるいは国の施策もいろいろな動きが出てきましたので、そういうものもホームページ上でPRをさせていただくなど、取り組んでいこうと思います。

【部会長】

来年度、21年度からですか。

【委員】

一時期やっていたのをやめてしまったんですね。

【説明者】

国が17年度でやめてしまいました。

【委員】

そうなの。一度やめているわけ。さっきのインセンティブの件ということとも関連してくるんですけども、国や都の助成制度だと、何か一定規模のものとかということがあるので、区単独の助成制度なんかも、それに該当しないようなものについてもやはりお考えいただいてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、31番目のところで、事業成果指標は適切でしょうかということで、もう少し新宿区全体のそういう省エネルギーとか、環境基本計画の指標に関連した指標にすべきではないかというようなことを申し上げていたわけですが、回答を拝見いたしますと、前向きな回答になっているわけですが、具体的に例えばどんなことをお考えなのか、お聞かせいただきたらと思います。

【説明者】

今現在、地球温暖化対策の指標といたしましては、例えばいろいろなセミナーに参加する部分ですとか、そういうものが指標となつてございますけれども、実際に温室効果ガスの排出量をなかなかリアルタイムに出せないというお話も一方ではさせていただきましたけれども、

特別区のそういう算定方式なども出ておりますので、そういうものを利用しながら実際にCO₂がどのくらい減っていったんだよというようなことは、指標として出していきたいと思っております。

【委員】

そうですね、「省エネルギー環境指針」にも毎年、これはエネルギーの消費量だったかと思えますけれども、1%削減していかなければいけないとか、そんなことも書いてありましたので、ぜひこの点はよろしくお願ひしたいと思えます。

【部会長】

それではよろしいですか。最後になります、14ページ、15ページ、16ページ、関連があるので、全般的にいきたいと思えます。

【委員】

区では10年間にごみ量を半減、それから資源化率倍増という計画を立てていらっしゃいます。それでこれは23区のほかの区と比べてもかなり高い目標だと思うんですね。たしか中野区が同じぐらいの目標を掲げていると思えます。新宿区としてこれを実現するのはかなり難しいことだと思うんですけれども、まず差し当たり、4月から全区的に開始された容器包装プラスチック、これの分別収集を徹底させることが大事だと思いますし、それから資源回収、集団回収が優先されると言われていますけれども、その方法を見直すということも大事だと思います。今のままで、集団回収が先細りになってしまっていて、成果が上がらないと思うんですね。それと、家庭ごみの有料化ということもこれから考えていかなければいけないと思えます。そういうものを総合すれば何とか達成できるんじゃないかなというふうに考えているんですけれども、区としては、そういうことについて、具体的にどういう計画を立てていらっしゃるのでしょうか。まず容器包装プラスチックの定着、今のところ不燃ごみの日にプラスチックごみがまだまだたくさん出ています。今後どういうふうにしてそれを定着させていくかということと、それから資源回収をどうするかということ、まずそのあたりからお願ひします。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

この4月に新宿区として10年後にごみ半減、資源化倍増という、ちょっと大きな目標を立てさせていただきました。それは一つには、やはり今後、新宿区の現状を申しますと、家庭ごみと事業系ごみというふうな形で見ますと、家庭ごみというのは全体として見れば少ないんですね。3割ぐらいで、7割が事業系ごみです。

家庭ごみについては、平成元年度のピーク時に比べますと、もう既に半分以下になってきたというような、全体としてのごみの流れがございます。それから考えますと、平成元年からここまで20年近くかかっていますけれども、それで半減、今後10年間で半減です。ごみの通常推計でいきますと、3割ぐらい減るといような推計値ができましたので、それについてはやはりリサイクル清掃審議会から30%は減るといような自然の流れでいった計画をつくってもどうかということで、それなら思い切って半減といような大きな目標を立てましようといことで、立てさせていただきました。

これについてはやはり相当PRをしていかないといけないというふうに思っています。その手始めとしまして、この4月から新しい容器包装リサイクルの足ならしというか、不燃ごみを見直すというような形で新分別に移行しました。4月から現在まで5カ月経過しましたが、まだまだ定着していないというのが実態だと思います。まだまだ不燃ごみの中に資源となりませぬ容器包装プラスチックとか、それから、本来でしたら可燃にかなきゃいけないプラスチックなども入っているという実態がございますので、委員のおっしゃいましたように、まずは新しい分別を徹底させることが今年度の目標だというふうに考えています。

今後につきましては、ごみを減らすというのは一朝一夕にできない話なので、区民の方の協力と、それから特に先ほど言いましたように、新宿区の場合は事業系のごみも多いわけですから、事業系の減量もお願いしていこうと、そういう計画を立てています。区として、具体的にではどうするのかということなんですが、今後、区民に対する新しい分別の徹底と、特に事業者に対しての指導を強化していこうというふうに考えています。今そのプランを策定中でして、まだ具体化しておりませんが、区民の方に徹底した分別をやっていただくのと同時に、事業系の資源化とごみの減量をお願いしようと、大ざっぱに言うとそんな考え方でおります。

【委員】

事業系の中でも、特に中小の事業者のごみが多いと思うんですね。大企業の場合にはかなり資源化が進んでいると思うんですが、中小の事業者に対してどういうことを考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

中小事業者については非常に難しいというか、通常、中小の場合は自己処理といっても区の収集に出すケースが多いと思うんですね、実際問題として。それについては、そういう意味では区の収集に出していただいておりますので、ふれあい指導班などを通じた個別指導もできますので、そういった形でのやはり徹底した分別をお願いするという形の指導を強めていくということしか今考えられませんが、そんな考え方でいます。

【委員】

プラスチックを資源として回収するというようなことで、4月から始まってきていますが、なかなか徹底されていなくて、新宿区の場合は他の区と比べると混入率が高いという現実もあるということで、清掃事務所長も頭を悩ませていらっしゃるんじゃないかと思うわけですが、そういう意味でも、区民に協力していただくためにも、その回収したプラスチックがどのように再利用をされているのかというようなことがもう少し見えるような形で知らせていただくと、なお区民の協力を求めやすいということがあるのではないかと思います、そこはいかがですか。

区の広報を見ますと、「こういうことで利用されています」とか何か書いてあるんですけども、我々素人によくわからない。そういうことが利用されることによって、どういうことにメリットがあるんだろうとか、新宿区の財政にどういう寄与があるのかとか、そういうところまで知らせていただくと、取り組み方も違ってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【説明者】

今おっしゃっていただいたように、区民の方に正しく理解していただくということがやはり基本だと思っています。普及啓発は区の広報に限らず、清掃事務所のホームページ等を見ていただきますと、かなり細かく説明はしているつもりなのですが、まだまだ不十分だということもいろいろなところでお伺いします。そこで、今後ともちゃんと資源として分別していただいたものについてはこういう形で使っていますというのは、そういった写真入りのホームページや区の広報紙等で、それからこの前初めてやったのですが、子どもたちも含めた区民を交えた、分別の中間処理の見学会ですね、それもやっていこうと思っています。今後、そういったものを拡充していただきたいというような意見もございますので、それは充実して総合的に進めていこうと思っています。

【委員】

収入は区には全然入ってこないんですか。

【説明者】

プラスチックにつきまして、ペットボトルについては資源としてかなり有償で取引されていますので売却代金は出るんですが、容器包装につきましては、今のところは国の品質、例えば非常にいい分別をすれば日本容器包装リサイクル協会からキックバックがあるというような制度もできたんです。ただ、新宿区はそういったものを望めるような現状にありませんので、ここにも書かせていただきましたが、汚れなどがありまして、ちょっと分別が不適だというふうに言われておりまして、まずはこの対策をとらなきゃいけないと。確かに非常に分別が優秀であれば、協会から補助制度があるのも事実です。

【部会長】

新宿は分別があまり進んでいないということですが、地域の差というのはあるんですか。

言いにくいかもしれませんが、対策を練るのにどういうところが問題なのかという、問題を把握しないと解決は出てこないわけだから聞いているだけなんですけれども。

【説明者】

ある程度それはわかります。例えば平成19年度は区内の13%の地域でモデル実施という形で、実施しましたが、そのときの品質検査はBでした。非常にいい評価をいただいたんです。

今回、20年4月から、端的にいいますと歌舞伎町周辺も含めて資源化をしていますので、やはり分別が徹底されていないものがかなり混入されているということも事実です。そういったところについては、やはり個別の指導をしないと改善できませんので、今現在は取り残しとか、それからあまりにも分別がひどい場合は、個別に中身を調べて指導していくというようなことをやっています。

【委員】

それは商店、業務地区という意味ですか。

【説明者】

そういうところですね。

【委員】

住宅地は比較的いいと。

【説明者】

住宅地は比較的いいです。

【委員】

集合住宅でも。

【説明者】

集合住宅はいいところと悪いところがありますけれども、ただ、どちらかといえば指導しやすいので、問題があれば改善を働きかけます。ただ、やはり一番問題なのは、住宅地でも単身の学生寮、学生さんがお住まいのところとか、単身世帯が非常に多いワンルームマンションなどは、指導がなかなか難しいという実態はあります。

【委員】

集合住宅で管理人さんがいらっしゃるところは、管理人さんが分別し直しているんですね。非常にきちんとできている。そのかわり管理人さんの負担が今までの何倍にもなっているという話を聞いていますけれども、そういうところの住人に働きかけて、もっと協力するようになるということは言えないのでしょうか。

【説明者】

これからは、個別の排出場所ごとに分別の状況を的確に把握していこうと思っています。それでやはり問題がある集積所の周辺とか、そういった地域については、先ほど言いましたが、極端な場合は取り残しを含めて個別のチラシの配布とか、そういった個別指導で対応していこうと思っています。

【委員】

私のマンションの例でいうと、混入しているものは持っていきません。回収してくれない。それを見せしめのためにごみ置き場に置いておくんです。「だめですよ、こういう出し方をしては」と、やっているんですけどもね。

あと、最近は外国人の方も結構マンションに入ってきていらっしゃっていて、そうすると分別して出すということがなかなかわからない。そこら辺もごみ置き場に張り紙とかするんですけども、その下に英訳まで準備して協力を求めているんですけどもね。そういうきめ細かな対策もやはり欠かせませんね。

【委員】

外国人用のパンフレットというのがありますけれども、中国語、韓国語、英語ぐらいですね。でも、それ以外の言葉じゃないと通じないという方もいると思うんですが、そういう外国人が多い地域に対しての何か特別な対策というのは考えていらっしゃいますか。

【説明者】

いろいろな国際交流の関連部署などと連携して、英語、韓国語、それから中国語というような形でのパンフレットとか、チラシはつくらせていただいているんですが、確かにそれ以外の国の方もいらっしゃると思います。それについては、もう個別対応みたいな形でしか対応できません。全部の国を対応するとすると、新宿区の場合は100カ国語近くになってしまうとい

ような状況もありますので、それは国際交流関係の部署などと連携しながら対応していきたいと考えています。

【委員】

新宿区の特殊性を考えると、よその区以上にご苦労が多いと思います。

それから、ごみを減らす一つの方策として、家庭ごみの有料化というようなこともありますが、今までアンケートをあちこちでしたところだと、半分以上は反対なんですよ。それは有料化というものの中身を知らずに、何かすごく負担が増えるんじゃないかということで反対している方が多いんですけども、まず有料化を導入するかどうかの前に、有料化というのはこういうものだとか、あるいは実際にやっているところではこんなふうに行っているという啓発活動は計画していっていいと思いますか。

【説明者】

生活環境課長です。

確かに有料化というと、する、しないにかかわらず、今委員がおっしゃったように、言葉が一人歩きというのをしてしまう恐れがあるんです。有料化ということをアンケートした場合に、どういう効果があり、どういうデメリットがあるかという検証、例えば私どもで検証しようとしたときに、あたかもそれはもう新宿区は値上げするというふうに行われてしまおう、そんな危惧もございます。

あと、推奨袋といまして、ごみを出す袋を23区共通で行っていました。清掃事業が移管になってからも、東京都時代からのものをそのまま23区一緒にそのままやっていっています。ところが、それから6年たちまして、各区ごとに独自のことを考えた場合、23区はいつも手をつないで一緒に、そこから抜けられないという意見もありまして、これは独自性の中でまた各区が有料化ということも場合によっては視野に検討をし始めているという、その辺の動向もちょっと見える。新宿区では、この間のリサイクル清掃審議会からいただいた答申の中で「有料化を検討すべきじゃないか」というご意見をいただいております。ですが、区がすぐそれに踏み出すというような形では具体的には行っておりません。ただし、よその自治体のそういう成功例、失敗例、そういったものを研究する必要がありますので、それを研究することについては私どもも内部的には必要だと考えています。

【部会長】

37番の集団回収についてはどうですか。

【委員】

以前にもお伺いしたんですけども、集団回収と一くくりに言っていますけれども、この中には町会・自治会がずっと以前から何十年も前からやっている集団回収と、それから今たくさん増えてきました集合住宅で管理人さんが主に分別してやっているのと2種類あるわけですね。それを一緒にしてしまいますと、マンションの数が増えてきているので、全体としては集団回収の団体数は増え、回収量も増えているというふうになっているんですけども、内訳を見ますと、増えているのは集合住宅だけで、自治会とか、町会でやっているものはどんどん減ってきているんですね。今やっているところでも、いつやめてもおかしくないところがある

かなりたくさんあると思います。もう少し実態をしっかりと確かめた上で対策を練らないと、手遅れになるのではないかと思います。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

資源回収に関して、今、23区がやる行政回収と、地域での自主的な集団回収と、あと完全なる民間の集団回収という3つの系統がございますが、新宿区としてはいろいろな計画でもいっていますが、集団回収に関しては今後とも非常に充実していきたいと思っています。委員のおっしゃる町会・自治会については、確かに町会・自治会の基数は決まっています、それら町会・自治会が増えているわけでもありませんから、それ自体の比率が毎年低下しているのは事実です。集団回収の団体数が毎年増えていますから、結果的に町会・自治会が集団回収をやる割合は減っています。

あと、現在、大体どれぐらいかという、約36%なんです。今、約400の集団回収の団体がありまして、19年度の段階では393で、今は400ちょっとになっています。新たに増えるところは確かに集合住宅で、当然といえば当然なんです。

今、古紙とかの相場が非常に上がってしまっていて、自治会の自主財源にしたいということもあり、集団回収が増えているんですけども、我々としては「10世帯以上集まって、まとまった単位で自主的にやっていただけるのであれば集団回収の団体として登録できますよ」という条件でこの制度を動かしていますので、集合住宅関係が増えているというのはまさにそのとおりです。

あともう一つ、集団回収のメリットは区から助成金という形で1キロ当たり6円出るんですけども、コストが行政回収よりも安く、半分ぐらいで済むということがございます。トータルとして、集団回収などをどんどん増やしていかないと、今現在、容器包装プラスチックなどの回収をしていますが、そちらの資源回収は非常にコストが高いんです。これはごみを焼却するよりも大体倍近くかかっているというようなことがあります。ではコストが安い集団回収だけでいけるかという、新宿区はそれもできませんので、やはり行政回収もしなきゃいけないということですので、そのコストをにらみながら今現在運営している状況です。

いずれにしても、集団回収については今資源の抜き取り等の対策としても非常に有効ですので、今後とも充実していこうという考え方でございます。

【部会長】

充実・強化と書いてありますけれども、具体的にはどういう強化策があるんですか。

【説明者】

これは、20年度から例えば今まで段ボールなどは業者の資源がかなり混じっているというようなことがございまして、ほかの区は大体つけていたんですが、新宿区は段ボールについては報償金をつけていなかったんです。そんなこともあって、あまり細かいことを言わないで、資源として地域の方が回収していただけるんだったら、報償金も出しますよということをして20年4月からやっています。

それが一つの例なんです。あと委員がおっしゃったように、町会とか自治会の既存の団

体でちょっと困ったなということがあれば、今後意向なども十分踏まえて支援していこうというように思っております。

【委員】

支援してくださるといっても、例えば会員の高齢化みたいなものはどうしようもないと思いますが。

【説明者】

会員の高齢化はそれはもう世代交代で、いかんともしがたいというか、もう客観的な事実です。

【委員】

世代交代しないんですね。もうそこで終わってしまうんです。若い人たちは、有償のボランティアというのにはかなり関心があるんですけども、ごみのことというのは、若い人はあまり関心がないんですね。だから後継ぎがないんですね。

【説明者】

環境問題の中で具体的に何ができるか、例えば省エネの対策として何ができるかというときに、ごみを出さないとか、資源はできるだけ有効に活用しようという行動が、環境保全につながるというふうに考えていますので、今後は、そういった面も強調しながら、若い人にも受け入れていただけるようなPRをしていきたいというふうに思っています。

【委員】

新宿区の住民でも参加しやすいようなシステムというのを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

【説明者】

集団回収の充実・強化につきましては、今後、他団体、他自治体の具体的な事例なども研究しながら、視野をちょっと広目にして研究していきたいと思います。

【部会長】

自由が丘の商店街の夜間回収というのは独自でやっているんだけど、ああいう行政に頼らないで自分たちでやるというのは新宿区はどこにあるんですか。

【説明者】

それはやっていますね。

【部会長】

結局言いたいことは、行政が回収するというシステムより、今の町会・自治会、ボランティアの集団回収や商店街独自の回収にしたほうが責任感が出てくるわけですね。変なことをやるとすぐ文句が出るし、お金にも反映される。だから、小さなシステムの中でやったほうがきっといいだろうと、無関心にならないで済むだろうというのが一般論としてありますね。ですから、どれだけ商店街は商店街、あるいは町会は町会でやりながら、どうしても無理なところは行政がやるというような大きな考え方でいくのだと、そういうほうが効率がいいんだということであれば、やはりそれができない理由をいろいろもっと調査して、考えていただけないのかなと、委員のご指摘のように、少しやっていただいたほうがいいんじゃないかなと、

思ったものですから。

【説明者】

生活環境課長です。

今、委員から後を継ぐというか、後継者がいないというお話がございました。確かに集団回収、町会・自治会で、ほかの場面でも、各地域団体の後継者がいらっしやらない、例えば消防団にしてもそうですし、お子さんの関係の育成会ですとか、PTAの役員、あらゆる分野でそういう悩みが出ています。今、地域文化部では、地域の町会への支援ということで、地域の新たな人材の発掘ということに取り組んでおります。そういったことが結果的には、町会の活性化になり、あるいはお子さんを中心とする育成会の関係、あるいは高齢者の方々を支える団体、それらの後継者づくりということに、そういった展開の中で、集団回収につきましても、地域活動の一環として後継者が育まれることになると考えられる。私どもの部が地域文化部に期待しているというのではないんですけれども、その分野の取り組みを始めています。

【部会長】

地区協議会みたいなのところでもそういうごみ問題に取り組んでいるところもありますか。

【説明者】

そういう町会への取り組みもやっています。

【委員】

出されたごみの処理については、本当に皆さんご苦労なさっていると思って、敬意を表するところなんですね。出たごみの始末というのはこれはもう現実に都市生活としてやらなきゃならない話で、皆さんのご苦労には本当に胸を打たれます。けれども、長期的な視点、視野でいくと、やはり発生抑制により力を入れていかないと、この問題は永遠について回るというか、解決しない。発生抑制について努力すればそれに見合った何か成果が期待できるのではないかと、そういう考えを私は持っていて、新宿はそれについてはどういう努力をなさっているのか、聞かせていただけますか。

【説明者】

ごみ減量担当副参事です。

この資料でいきますと、14ページ34番です。3R推進協議会の運営についてどのように考えるかということの中身になるうかと思えますけれども、今委員のご指摘のように、発生抑制というのは非常に大事で、まず一番ごみの減量が根本的なところです。

もともとごみの問題につきましては、区民、事業者あるいは区も含めて、それぞれ取り組んできたところですが、その区民、事業者、区が一堂に会して、総合的にごみ発生抑制を考えられないかという目的をもとに、今年の4月に3R推進協議会というのを立ち上げて協議を始めているところです。差し当たって何を議論するのかですが、いろいろなところで取り組まれておりますレジ袋の削減、レジ袋に限りませんが、容器包装の削減というものをテーマにしたらどうかということで区が呼びかけてきて、現在、4回ほど議論をしてやっているところです。

その中ではいろいろな議論が出てきていますが、現在取り組んでおりますのが、先ほどイ

ンセンティブというお話がありましたけれども、経済的なインセンティブではなくて、レジ袋を断ったときに、レシート等に証拠を残して、その証拠の数を自慢しようという、これは非常に原始的な話なんですけれども、そういった考えをもとに「エコ自慢ポイント」というものをつくりまして、現在活動を始めたところです。具体的には8月23日に新宿区の環境学習情報センターというところでその試みをやってみたところ、当日は60名弱ぐらいの方に来ていただいて、それぞれレジ袋を断ったという証拠を大体平均1人10枚ぐらい持ってきていただいたような成果が上がっているというところです。まだこれは実験段階ですが、こういった取り組みを広げていって、いわゆる買い物袋というものを削減する一つの呼び水にしたいなと考えております。

それと、この回答の中にも書かせていただきましたけれども、3R推進協議会ということですので、ただ単にレジ袋を含めた容器包装類の削減ということだけではなくて、3Rといいますと、発生抑制だけではなくて、リユース、リサイクルということも含めた、もっと大きなテーマを、より広いテーマを考えていかなきゃいけないかなと考えていますし、また、いわゆる3Rということはいわゆるごみ減量ということですので、ごみ減量だけだと、なかなかそのテーマというのが限定的になりがちなのかなということを議論の中では感じています。

したがって、先ほど環境対策課長がコメントの中で申しましたけれども、そういった環境と結びつけたような何か発生抑制、いわゆるインセンティブを与えるような発生抑制みたいなことはできないものかなとか、いろいろ考えていかなければいけないと思っています。

それと、例えば杉並区がレジ袋の有料化というのをやったわけですが、杉並区の場合は区内に大きなデパートとかというのはないんですね。基本的にスーパーだけだということをやっています。杉並区自身がいわゆる平成12年の法定外新税を法律的にできるようになったときから、レジ袋税というのに取り組んで、最近5年ぐらいかけてレジ袋の有料化までたどり着いたというような歴史を持っています。そのとき、新宿区でも議論に上がりましたが、やはり大型店舗を有する新宿区ではなかなかそういったものが難しいということで、見送りになっている経緯があります。ただ、時が過ぎまして、5年ぐらいたって、全国でいろいろな取り組みがされている中で、では新宿らしい取り組みは何かということで、新宿の特性ですと、当然大きなデパートも何社もありますし、スーパーもありますし、コンビニもあります。あるいは区民の団体の方も入れて、では何ができるのかということ、現在まだ4回目ですが、模索しながらやっているというのが現状です。

【委員】

私が期待したような話を今お聞かせいただけたとは思っていないんですけれども、要は発生抑制と一口でいっても容易なことではないということは想像がつかます。国の仕組みからして、今こういう仕組みの中で、製造者責任の問題だって、なかなか社会として取り組めませんからね。この中で、新宿区がいわゆる発生抑制を主張してもなかなかうまくいかない。普通そう思いますよね。だけど、発生抑制が、やはり努力すれば、それがほんの少しでも前進すれば、それがそのままごみの減量に貢献するわけですから、努力の価値があるわけですよ。だから、新宿区は全国自治体の中でも、私は影響力のある自治体だと思っていますから、新宿区はすご

いことをやったと言われるぐらい、相当の決意を持って発生抑制に取り組んでいただく価値があるんじゃないかという期待を持つんですね。後始末のほうで大変ご苦勞なさっていますので、こんなことを言うのは何ですけれども、そうすればなおいいなと本当に思います。

【部会長】

では、時間になってしまいました。

膨大なテーマに関してたくさんの質問と回答がありました。

長い時間ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ではこれで終了いたします。

< 閉会 >